

本
田
家
文
書
（
島
津
家
文
書
新
長
持
）

○ 一 島津氏久書下

〔二〕本田家之夏、為當家之父母、依其分國之諸侍不可〔マヤ〕
〔故カ〕古殿代々置文如此、非新儀之狀如件、

文和四年霜月十一日 氏久（花押）

〔重親〕
本田殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二六〇五号文書ト同一文書ナルベシ、尚「本田家記文書及系譜」二五号ト同文ナリ〕

○ 二 島津忠治安堵狀

〔三〕雖不新、當代證狀大望之由候之間、加一筆所也、本田名
字領地檢断事除之候畢、仍而狀如件、

永正九年壬申二月二日 忠治（花押）

〔兼親〕
本田殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一八三六号文書ト同一文書ナルベシ、尚「二」ノハ
リ紙アリ〕

○ 三 島津貴久忠書下

〔三〕本田名字、於領地在々所々諸口事出来之時、地頭檢断代
々指免所也、自今已後相違之儀是有間敷之狀如件、

永享四年壬子二月三日 貴久（忠國）
（重包）
本田殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二一〇六号文書ト同一文書ナルベシ、尚「本田家記文書及系譜」三八号ト同文ナリ〕

○ 四 島津龍伯義書狀

〔四〕年首吉兆珍重々、仍其境之儀、當時何分候哉、為可承用
使書候、倍無由断賢慮尤候、随而矢をいるゝ看經、至上
方金藏坊へ相傳仕候〔由カ〕承候、於真儀者、我等習度候間、
此方へ伺候之時分書を持参候へく、次其許にて打〔鳴〕ならし
鑄させたく候、此方へ餘多候へ共音無之候、本を遣候、
是より今ちとおほきに、なりはこのこととくたるへく憑入
候、乍去音是ニもおとり候て者不入事候間、其分ニ召置
候へ、為其本遣候、恐々謹言、

正月十七日 龍伯（花押）

〔正親〕
本田六右衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二一四五二号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 五 喜入季久外四名連署宛行狀

隅州姫城之城之事、先年一乱之刻、為御奉公進上候、彼返地薩州谷山郡之内山田名被宛行訖、必明合境節者、城一ヶ所仁可繰替事、相違有間敷候、此度先以、水田拾町可被給之、證文如件、

永禄拾貳年己拾貳月拾九日

川上上野沙弥

意釣 (花押)

村田越前守

經定 (花押)

三原遠江守

重秋 (花押)

伊集院右衛門大夫

忠金 (花押)

喜入式部太輔

季久 (花押)

本田刑部少輔殿

(本文書ハ「旧記雜録後編」一五二八号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 六 島津龍伯義書狀

「六」
箭入之矢こしらへ様之儀ニ付、相尋子細候キ、其様子細々言上令祝着候、将又其元普請最中候哉、尤肝心之儀候、弥入魂專用候、恐々謹言、

七月十七日

龍伯 (花押)

本田六右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録附録二」五五号文書ト同一文書ナルベシ、尚「六」ノハリ紙アリ)

○ 七 島津龍伯義書狀

「七」
飢肥之事、伊民へ可去渡之段、度々申下候之処、于今堪忍候之哉、就夫幽齋・石治少以之外御氣色悪候、然處又々於飢肥喧嘩出合候由、被聞召付候之故、長門父子可及迷惑之様雖相聞候、雜説候之状、其後兔角之儀無之候、
僮者片時茂急(指カ)掛可被相渡事肝要候、自然尚々於難澁者、即當家之為ニ成間敷候之条、聊不可有油断旨、長門入道へ可被仰越者也、恐々謹言、

(天正十六年カ) 五月廿一日

龍伯 (花押)

鹿之 苑之 老中

(本文書ハ「旧記雜録後編二」三二五号文書・「同附録二」五四号文書ト同一文書ナルベシ、尚「七」ノハリ紙アリ)

○ 八 島津龍伯義書狀

「八」
猶々此状他見有間敷候、

先度より申候キ、(門福)多んふく寺祈念之事、いかゞ候哉、い
そか敷存候、こゝ元木之鉢見せ候か、八てう敷計のうつ
ほ木にて候、見てもおとろき入計の木のよし申候、又上
人之氣分、一段よきやうニこそ見え候へ、是に付てもい
そかしく候、兼又又五郎へ、もくせいのちいさく候する
一二本のそましき由申度候、又御材木引ニ付、おのく
しんらう申事なく候、かしく、

八月拾九日

龍伯（花押）

（墨引）

（本田正親
本六右

義久

（本文書ハ「旧記雜録附録二」五十六号文書ト同一文書ナルベシ）

【九】 ○ 九 島津龍伯義久書状

尚以帖佐へも此旨申渡候、油断有ましく候、

高麗表弓箭ニ相定ニ付而、我等上洛今暫差延、渡海之軍
衆糧物等可申付之旨、京都より承候、殊更朝鮮よりも兵
糧見續之由候之處ニ、或者船無之由を申、或者利囁かま
しく延引候てハ可為曲事候、船於無之者、賃船を用意仕、

早々千五百人程者先以渡海可仕事肝要ニ候間、此等之儀
堅可申付候、爰よりハ侘など之儀、曾以請付ましく候、
然者急度番衆糧物可差渡事別儀有まじき段、墨付今度可
差上候、為後日直書如此候、恐々謹言、
(天正十九年)
拾月 龍伯（花押）

（正親）
本田六右衛門尉殿

（久徳）
伊集院肥前入道殿

（忠助）
桂太郎兵衛尉殿

（本文書ハ「旧記雜録後編二」九七八号文書ト同一文書ナルベシ、尚「九」ノハリ
紙アリ）

【十】 ○ 一〇 島津龍伯義久書状

猶々自身染筆候、此ころ手跡あかり候、京にて手本
共書候、よくよめ候する、すもし此趣武庫へモ御次
ヲ申上候て可然候する、圖・抱・記(和)・雲などへハ
同前たるへく候、

永々辛勞無申事候、仍神文一段神妙候、行末相替候ハぬ
やうニ尤ニ候、此方モ可為同前候、八月廿七日・八日伏
見にて治少老へ參會申候、(伊集院久治)抱節・鎌雲(和)か事、別儀有仁か
(鎌田政近)

とたつねられ候、少モ別義なき者共にて候由、こさい所

くハしく申分候、とくしんと見え候之キ、そなた、(記伊)

なとか事ハ不合出候間、此方より申出せは、かへりてい

かゝと存、令遠慮候、此度治少之口からぢきに聞候者、

此程あひにてうけ給候にハ、はたとちかい候、直ニハ被

仰にく候歎、ふしんニ候、たゞ何事モしやくしゆかわ

だかまり候かと思え候、大事までにて候、猶モ雲のひい

きハくちせぬと聞え候、され共一ヶ條聞え候、子細者武

猪へ申きかせ候、たつね候へく、兼又大峯の祈念、中原

坊たやすく成就候、又用談候て、般若院ハ九月上旬之比

くたし候、来年モ又入峯と申候、此旨比(起)記へ申度候、謹

言、

十月拾日

龍伯(花押)

本田六右衛門尉殿(正親)

(本文書ハ、旧記雜錄附録二五七号文書ト同一文書ナルベシ、尚「十」ノハリ紙アリ)

〇一一 近衛前久書状

猶々維新へも其趣直ニ書中ニ申下候、返々乍大儀憑

入事、

内々以倉光主水佑申候、維新へ約束申候網懸大鷹之事、

鷹匠可被差上之由申候処、其趣何とも不被申付候間、請

取可及下國事候、如何之由再三聞届候、雖然兼約申候鷹

之条、乍六借憑入候、已上、

五月十日

(近衛前久)
花押

本田六右衛門尉殿

〇一二 島津維新弘書状

其後其堺替儀も無之候哉、承度候、

城普請之儀、弥無懈怠申付肝要候、就中、移衆普請懈

怠仕候由、曲事深重候、能々申付、每日星を付記置候て、

此方へ可指越候、

立花左近殿(宗茂)より使者与竹令同心、夜前此元ニ来着候、

弥城番丈夫ニ申付、先々あつかい不事濟間者、其堺より

仕役など可申付儀無用ニ候、

つゞき衆の儀、かこ嶋・富隈へ被談合申候間、急度可

指越候、可心安候、少篇之儀も、此方へ可申越事、不可

有油断候、恐々謹言、

（慶長六年）

十一月十六日

維新（花押）

本田六右衛門尉

（本文書ノ主文ハ「旧記雜録附録二」二五九号文書ト同文ナリ、尚「十二」ノハリ紙アリ）

〇一三 島津龍伯義久書状

『十三』

猶々長崎あたりヲモ可心及所ハ心かけ候へと、仰聞候へし、又高麗立之事、油断有之間敷候、

幸便之条、染筆候、仍先度以染源諸所たつねさせ候二官四官か事、若平戸・名子屋（護）あたりにもや居候らん、本半兵へ心かけ候へと、様子くハしくいひ聞候て遣候、可有之候、恐々謹言、

十二月拾日

竜伯（花押）

本田六右衛門尉殿との

（本文書ハ「旧記雜録附録二」二五八号文書ト同一文書ナルベシ、尚「十三」ノハリ紙アリ）

〇一四 島津惟新弘義書状

『十四』

尚々御供申候人衆何も辛勞之儀候、弥無油断御奉公可入精之由、兩人として相心得可申聞候、

出船以後音信不承候条、千万無心元存候処、三原諸右衛門尉於途中参合、無何事由相聞得、さてく、（重徳）珠去月十二日・同十八日兩度之大風ニ、船中無恙上着之儀、別而祝着存候、無申迄候へ共、涯分御奉公之儀可被入精事頼入候、然者鎌田出雲守伏見へ被残居儀候間、定各取合候而賃人之始末調等談合候ハんと存候、後便ニ様子承度存候、仍六右衛門尉へ申候、香爐之氣見様之事連年望間敷存候へ共、我等上洛之儀ハ停止候間、六右衛門尉へ被教候而可給由、書状を以金藏坊へ申渡候、於納得者、涯分精ニ入、可有相傳候、就中氣の色之見様念を入可被尋候、左様ニ候ハ、爰元にて我等相傳可申と存候、猶期来音候、恐々謹言、

八月廿四日

惟新（花押）

本田六右衛門尉殿

友慶

〇一五 近衛前久書状

〔十五〕 先日來臨令祝着候、維新へ言傳申度事共候由申候へとも、
やかて此方次第ニ可有來儀之由、堅約候之間、其節可然
之由主水申ニ付、左様ニ得心候処、直ニそれより可有下
國之様ニ書中相見、驚入候、乍大儀一日逗留与分別候而、
明日於來臨可為祝着、猶倉主かたより可申候、かしく、

五月廿九日

(近衛前久
花押)

本田六右衛門尉殿

(十五ノハリ紙アリ)

〇一七 島津維新義弘書状

〔十八〕 其地へ永々辛勞、時分柄之儀心遣之段可申様無之候、仍
忠長事、出水へ在番之儀、少將殿より御□之由被仰越
候、我等事者以御談合、此節者内手へ可在之由承候間、
任其旨候、其方事亦可為辛勞候へ共、其元へ令堪忍候て、
忠長可有御座候条、可然候様ニ諸事申付肝要候、萬々頼
入迄ニ候、恐々謹言、

十月十九日

維新(花押)

本田六右衛門尉殿

(十八ノハリ紙アリ)

〇一六 島津維新義弘書状

〔十六〕 好便之条申候、此比者定可為下着と存候、いづみ表界目
之儀候条、弥無緩申付、其元番衆相應ニ普請等無由断申
付肝要候、就中帖佐ニ伊勢平左衛門尉可在之候間、遂熟
談、少篇も無隔心之様、いづみ・帖佐之儀、念尤入可申
付候間、追々可申候、かしく、

三月廿五日

維新(花押)

本田六右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二六〇号文書ト同一文書ナルベシ、尚「十六」ノ
リ紙アリ)

〇一八 島津義弘書状

〔十九〕 猶々當陣よりおく二日路參候而、南原と申城御坐候、
彼城にハ朝鮮人多人数有之由候、大明人も二万程籠
居之由、生捕候唐人共いづれも申候、勿論正儀者不
存候、定於彼城一戦も可有之欵と小撰なとも被仰候、
さ様に候者御勝利たるへく候間、御吉左右追々可申
上候、

先月廿八日、から嶋より書状共相認候て伊集院宮内少輔

差上候処、宮内少以之外類申候而延引仕候之間、飛脚申
付候、（忠恒）随而又八郎・手前無人之躰、中々可申上様無御坐
候、のほりさしなと今日までハ一人も不参候、京都より
被召下候人衆一人も未罷渡候、定京都よりも今度者きひ
しく國元へ可被仰下候之間、人数もつゝにハ可罷渡候、
乍去今度赤國御働之ハずにあひ申候へぬ段、外聞実儀笑
止千萬候、於于今者不入申上様にて御坐候へとも、為御
心得申上候、猶自先陣追々可申上候、恐惶敬白、

（慶長二年）
八月十日

兵庫頭
義弘

龍伯尊老様
参足下

〇一九 島津義弘書状

〔二十〕 猶々 龍伯様致御供下國候由、先条ニ申候へ共、此
度之御取乱各在京候之条、先我等老人可罷下由、石
治少より承候、斟酌深重ニ候へ共、任公儀罷下候、
以上、

其表永々在陣、辛勞之至不及是非候、併別成事も無之由

候、尤珍重候、京都無吳儀候、其地御番御普請等之儀、
弥不可有由断候、就中國元人衆之事所替之儀、從 大閣
様被 仰出候間、應其旨、龍伯様致御供令下國事に候、
尚於様子者、此使可申候、謹言、

（文祿四年）
七月十三日

義弘（花押）

本田六右衛門尉殿

（本文書ノ主文ハ、「旧記雜錄後編二二五六五、二五六六号文書・「同後編三三八〇・
八六号文書」トガ同文ナリ「尚一廿」ノハリ紙アリ）

〇二〇 島津義弘書状

〔二十一〕 屋形作之儀并先年已来借物返弁、就中又一郎夫婦在京之
始末等、於今分者可相調様無之候、然者於國本各談合肝
要之砌ニ候之条、鎌田出雲守差下候、種々口上ニ相合候
間、遂熟談、老中へも切々相達、御自分之肝煎も不見側
之様ニ才覚頼入計候、御前之取合不及申候哉、なを出雲
守可申候也、謹言、

（天正十九年）
二月十六日

義弘（花押）

（爲想）
税所越前守殿

（正親）
本田因幡守殿

比志嶋紀伊守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五八〇号文書・「同附録二」二四五号文書ト同一文書ナルベシ、尚「廿二」ノハリ紙アリ)

〇二一 島津義弘書状

〔廿二〕長々在京辛勞之段、不及申候、仍拙者も近々可罷登當概候、然者此元之様子、諸篇難成事可有推量候、殊老中一人も供有間敷由候、其上調一圓不事成候条、乗船と子等迄雇候て、致分別候、後日可相聞儀者不存候、誠此方不如意之躰無是非候、次者御家景反錢屋別等之儀、雖被申付候、是も今日迄ハ一紙半錢未見來候、自是急ニ申候ても、更不被驚笑止迄候、中々從其元可被存測間にてても無之候、迷惑千万に候、拙者事者、又一郎兄弟在京故、御自身之分者、悉致払底候間、無用意にて罷登候てハ、結局公儀も雖不可然候、急速ニ不致上洛候ハ、御家之為ニ罷成間敷由、追々被仰下候条、遅參候てハ返而可為笑止かと存、今月廿六日致日取可打立由、老中衆へも雖申渡候、今日迄ハ反錢間別未相調候、漸二三ヶ所之分間候、

此分迄にてハ餘々笑止之条、備者廿六致首途必早々可打立候、從此元者京都之借銀を相頼可罷登候、弥其元故実頼入候、乍重言老中調不入精候事、是程迄とハ不存候、先船下より可見苦躰、外口迷惑不過之候、雖然不及力候之条、菟角差急候、次之時者可然様、此旨於御前取合所仰候、兼亦貴所兩人事者、太守様雖御下向候、一兩月も御跡ニ居留候へ、彼是可致熟談候、誠長旅之儀候へ共、連々懇切之条、其分別頼存候、此旨太守様へも令言上候、乍不申近日可罷登候之条、其元仕合等之儀、何篇入魂所希候、恐々謹言、

(天正十六年)
卯月廿一日

義弘(花押)

比志嶋紀伊守殿

(正親)
本田因幡守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」四四三号文書・「同附録二」二四六号文書ト同一文書ナルベシ、尚「廿二」ノハリ紙アリ)

〇二二 島津忠恒家書状

〔廿三〕猶々鎌雲事内存共候て、談合所へハ罷出まじき由候、

然者何篇秘書内談候へと申事、就中支配かた功者之儀候而、別而談合専用候、兩人も可得其意事肝要候、自然秘書手前繁多候て、大かたニ候者、為兩人鎌雲へハこまゝ内談尤候、以上、

今度就奥入支配之儀申候、圖書頭・鎌田出雲守差越候様子熟談候而、可然やうニ可入精儀此時候、定秘書雖可為演説候、別而心遣之儀候間令書載候、支配之儀連々抽奉公之真实候、衆人ハために成候やうに可入念候、為其配

〇二三 連歌座配

（端裏ウハ書）

「天四
丙子二月廿五日御千句」

「廿四」
季久 珠長 意外 町田伊賀守 伊地知周防介 本田因幡守 伊地知勘解由左衛門尉
殿

御座配

芳溪 珠玄 智善 釣江 賀雲 周琳 新納縫殿助 平野丹波守

當衆使筆者いづれも以分別申付候、若公儀を蔑ニいたす者共同前ニ候へ、後日無曲旨稠可申理候、此段秘書へも堅申候間、為兩人配當衆使銘々可申聞候、鎌雲へこまかに内談候へと秘書へ慥申候間、得其意肝要候也、謹言、

十一月廿四日

忠恒（花押）

本田六右衛門尉殿

相良新右衛門尉殿

（本文書へ「旧記雜錄後編三」一三八号文書・「同附録二」三七五号文書ト同一文書ナルベシ、尚「廿三」ノハリ紙アリ）

（廿四）ノハリ紙アリ

〇二四 島津忠恒家書狀

〔廿五〕其許へ永々在京辛勞之儀、不及是非候、乍不申奥方之儀、弥無油断可入精事肝要候、将又庄内之儀、于今無相替儀心遣之段、可被察候、併人数差出相働候間、近日中ニ落居程有間敷候、従是追々可申越候、随而ハ急度（町田久倍）存松可差上候間、相替可為下向候、謹言、

（慶長四年乙）

九月十一日

忠恒（花押）

本田六右衛門尉殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編三」二八七六号文書・同附録二「三七」号文書ト同一文書ナルベシ、尚「廿五」ノハリ紙アリ）

（本文書ハ「旧記雜錄附録二」三八四号文書ト同一文書ナルベシ、尚「廿六」ノハリ紙アリ）

〇二六 島津忠恒家書狀

〔廿七〕態用使書候、諸堺目普請之儀、此節別而可入念之通、皆々申付候、其堺之儀茂無油断可得其意候、猶山鹿弥助可申候、恐々謹言、

（慶長六年）

八月三日

忠恒（花押）

本田六右衛門尉殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編三」一五三〇号文書ト同一文書ナルベシ、尚「廿七」ノハリ紙アリ）

〇二五 島津忠恒家書狀

〔廿六〕急用ニ付而、三原舍人佐差遣候、於様躰者、舍口狀不能詳候、富隈御留主衆、帖佐御留守居衆へ令相談、不可有油断候、謹言、

八月五日

忠恒（花押）

（本田正親）
本六
（比志島國貞）
比紀

〇二七 島津忠恒家書狀

〔廿八〕先度三原諸右衛門尉差遣候刻、細々申越候間、定可得其意候、奥入弥治定之由候間、人数馬等之儀、早々渡海させへきたため、八木民部左衛門尉・関帖右衛門尉へ申含遣候、若幸侃於上洛者、為両三人、兩人へ口柄聞届、折角可入精候、少も於油断者國家之滅亡ニ可相究候、具口狀ニ達候間、不能書載候、謹言、

（慶長二年カ）
五月廿三日

忠恒（花押）

桂太郎左衛門尉殿

本田六右衛門尉殿

相良新右衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」二二九号文書・「同附録二」三七七号文書ト同一文書ナルベシ、尚「廿八」ノハリ紙アリ〕

（慶長二年カ）
五月十一日

忠恒（花押）

桂太郎兵衛尉殿

本田六右衛門尉殿

相良新右衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」二二七号文書・「同附録二」三七七号文書ト同一文書ナルベシ、尚「廿九」ノハリ紙アリ〕

〇二八 島津忠恒家書狀

〔廿九〕此表在陣之大名衆へ今度被成 御朱印、赤國御働之次第、御人数備等被入御念被 仰下候、然者當手之軍役可為尅萬人由、被 仰出ニ付而、人数立増之儀申遣候、就中鹿兒嶋方格之儀、為両三人入精、七月中必參陣候様ニ可申儀簡要候、別而乘馬衆於無人者、外聞不可然儀候間、其才覚題目之旨、幸侃へ申遣候之□間、定濱市方・帖佐方・鹿兒嶋方銘々ニ可被相觸候、其地方格之人数并馬早々渡海此時候、縦人数等丈夫ニ雖申調候、於遲陣者不可有其詮候間、早速出船候やうに可申付候、惣別其地之儀遠慮而已ニ在之而、何篇於事延者、三人曲事ニ可相究候、猶三原諸右衛門尉へ申合候間、熟談尤候、謹言、

〇二九 島津忠恒家書狀

〔卅一〕其以來無音候、仍其表之儀、惣別造成儀不相聞、何篇不審候處、度々入念書狀共到来、具得其意候、弥奉公之儀、無油断以心懸、内意共可入儀者切々注進可為喜悅候、向後進退之儀、別而可然可申付候間、可心安候、謹言、
五月五日
忠恒（花押）

本田六右衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」三三三号文書ト同一文書ナルベシ、尚「卅一」ノハリ紙アリ〕

〇三〇 島津忠国書狀

〔卅一〕去月廿二日、河邊宮ニ立久其外之子共風渡来候間、入見

参^(候)□、存知之前候哉、雖別府ニ移候、不思儀之吳駄、言

語道断之式にて候、自然之時者、被向續候者喜入候、恐

々、

十二月十三日

忠國 (花押)

本田殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二「四五四号文書」ト同一文書ニシテ「本田家記文書」及「系譜」四八号ト同文ナリ。尚「卅卷」ノハリ紙アリ)

〇三二 近衛前久書状

去九月三日之書札、今日霜月九日相達、令披見候、殊大

唐之茶筥・茶酌被上之、珍物始而見覽、令祝着候、将亦

在^(伏カ)臥見之節者、来儀懇意共難有候、維新へ言傳共被申届

候由、本望候、其趣此方へも預懇札候キ、何様自是重而

可申下候、次扇五本雖輕塵候、歌染禿筆下之候、旁期後

音候也、

霜月九日

近衛前久
(花押)

本田六右衛門尉殿

(卅二)ノハリ紙アリ

〇三三 尊朝法親王書状

昨日者為使来儀、殊沈香濟々、懇情之至、難盡短毫候、

尤義久へ以直札雖可申展候、取紛之由候間、先以使者申

候、宜様取成所希候、猶治部卿法眼可申候間、不能詳候、

也、

正月五日

尊朝法親王
(花押)

(封紙ウハ書)

「 (墨引)

本田因幡□とのへ

(本文書端上ニ黒割印ニ願アリ、尚「卅三」ノハリ紙アリ)

〇三三 尊朝法親王書状

今度麒麟鈔不審条々、大部開疑閑由、珍重候、猶於懇望

者不可有疎意候、委曲花成院可申候間、不能詳、期後信

之次候也、

八月廿三日

尊朝法親王
(花押)

〔封紙ウハ書〕

〔墨引〕

本田因幡□とのへ

〔卅四〕ノハリ紙アリ

慶長五年
拾一月二日

鎌田出雲守

政近（花押）

平田太郎左衛門尉

増宗（花押）

比志嶋紀伊守

國貞

〔継目裏黒印〕

圖書頭

忠長

〇三四 島津忠長外三名連署加増目録

〔端裏ウハ書〕

〔本田助左衛門尉殿〕

本田助左衛門尉殿

〔親光〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三二二七」号文書ト同一文書ナルベシ、黒印印文ハ「圖書」尚「卅五」ノハリ紙アリ〕

〔三十五〕
加増目録

薩州知覧之内西別府村

大憐（總）之門

高百二拾三石六斗八升五合

庄内末吉（黒印）

〔深川村之内〕

〔黒印〕
高七拾六石三斗壹升五合

惣合二百斛

右知行、為加増被宛行者也、

〇三五 島津義弘感状

〔三十六〕
以神載甚深被顯心底趣條々、尤神妙候、寔為當家之、為我等父子之、感悅之至、難謝儀候、

春日 八幡 天満大自在天神御照覽、為拙者者不可有別儀候間、弥無相違、向後對忠恒別而添心、可被抽忠節事、偏頼入之状如件、

文祿四年二月廿二日 義弘（花押）

〔正親〕
本田六右衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一四六四号文書ト同一文書ナルベシ、尚「卅六」ハ
ハリ紙アリ〕

〇三六 伊集院幸侃棟・本田三清親連署証狀

〔三十七〕
▽一作△

薩州河邊之内

野崎名

惣高九百四拾六石四升八合六勺

右之内六佰五拾八石九斗六升六合、為返地被遣候、但

五斗出米納之以員數可被遣旨、於京都 石治少様御談

合相定候、此外余分式佰八拾七石八升式合六勺、是ハ

他ニ可令配分候、若加増之儀有之者、御兩殿之御意

次第可致分別候、本目錄者追而可為御給、仍如斯、

文祿四年

九月三日

本田下野入道

三清(花押)

伊集院右衛門大夫入道

幸侃(花押)

本田六右衛門尉殿

(正親)

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五九一号文書ト同一文書ナルベシ、尚「卅七」ハ
ハリ紙アリ〕

〇三七 伊集院幸侃棟・本田三清親連署証狀
〔三十八〕
一作△

薩州谷山之内福本之村

諸侍ニ令配分候、其余分之内

高六拾五石三斗

右之分、加世田地頭分之為返地被差遣者也、

文祿四年

十二月廿五日

本田下野入道

三清(花押)

伊集院右衛門入道

幸侃(花押)

本田六右衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一六四二号文書ト同一文書ナルベシ、尚「卅八」ハ
ハリ紙アリ〕

〇三八 島津忠長署判領知目錄

〔三十九〕
一作△ 切帛

川邊

野崎村之内

高四百廿四石二斗六升

此内百壹石谷山福本村ニ有、

高橋村之内

高五百七拾五石七斗四升

合千石者

右之内式佰七拾五石七斗四升、為加増當毛共ニ被宛行者也、

文祿五年
十二月廿三日

圖書頭
忠長（花押）

（雜目裏黒印）

本田六右衛門尉殿

（本文書ハ「旧記雜録後編三」一六三号文書ト同一文書ナルベシ、尚「卅九」ノハリ紙アリ）

○三九 島津忠長署判領知目錄

（端裏ウハ書）

「本田六右衛門尉殿」

「四十」
一作 切帛

川邊

野崎村之内

高佰四拾九石七斗六升二斗

高橋村之内

高四百六拾九石二斗三升九合九勺八才

谷山之内

平川村之内

高百壹石

阿多

松田宮崎村之内

高八拾石
（黒印）

（黒印）

（雜目裏黒印）

合八百斛者

右之内七拾五石七斗三升四合、為加増當毛共ニ

被宛行者也、

文祿五年
拾二月廿三日
圖書頭
忠長（花押）

本田六右衛門尉殿

（本文書ハ「旧記雜録後編三」一六四号文書ト同一文書ナルベシ、黒印印文ハ「圖書」尚「四拾」ノハリ紙アリ）

○四〇 伊集院抱節治久・比志島国貞連署証狀

【四十二】
今度此表兵船浮出通用難成故、他之手之船一艘も無渡海
候処、各被拋身命、被遂參陣候儀、甚深被思召御感候、
依其忠節、知行拾石可被宛行旨被 仰出候、仍状如件、

慶長貳年二月廿九日

比志嶋紀伊守

國貞（花押）

伊集院下野入道

抱節（花押）

本田刑部少輔殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編三」二〇三号文書ト同一文書ナルベシ、尚「四拾卷」ノ
ハリ紙アリ）

○四一 島津忠長署判知行方目錄

【四十二】

（黒印、印文「忠恒」）

知行方目錄

一高貳佰八拾七石二斗九升

一高四佰拾貳石七斗壹升

合七佰石

川邊

宮下村

柏原之内

中別府村

右之地五佰石者御加増分、貳百石者先年御配當之時、

知行依不足被指上候、為返地被遣者也、

圖書頭

慶長四年三月七日

忠長（花押）

本田六右衛門尉殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編三」六七四号文書ト同一文書ナルベシ、尚「四拾貳」ノ
ハリ紙アリ）

○四二 島津忠長・平田増宗連署返地目錄

（端裏ウハ書）

「本田六右衛門尉殿」

【四十三】

返地目錄

薩州鹿兒嶋之内 犬迫村

久木田之門

高六十八石二斗八升

伊集院郡村

内屋敷

高拾貳石壹斗九升

惣合八拾石四斗七升

右阿多為返地被宛行者也、

慶長五年

五月五日

平田太郎左衛門尉

増宗（花押）

（雜目裏黒印）
圖書頭

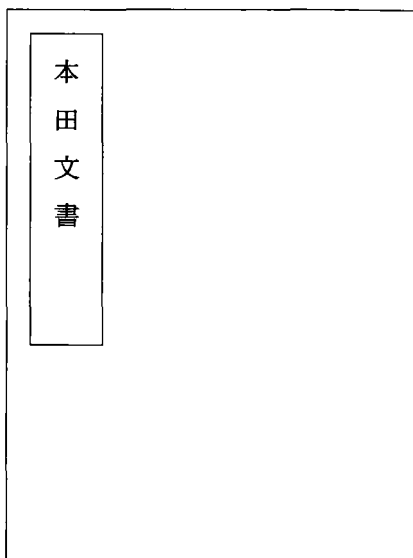
忠長（花押）

本田六右衛門尉殿

（本文書ハ「旧記雜録後編三」一一〇三号文書ト同一文書ナルベシ、尚「四拾三」ノハリ紙アリ）

本田家文書（東大影写本）

（冊子表紙）



（中表紙）

「 本田文書
」

○一 島津日新良鑑札

先年於所々度々忠節、至今聊無忘却候、仍伊作入來名之内一ヶ所、原園并水田一町・島地老町、誠補微志計也、

永代不可有吳儀候、此等之趣、常之間人不可及見聞候、為後日之鑑札如件、

永祿九年

七月二日

日新（花押）

（親筆）
本田笑閑

（本文書ハ「旧記雜錄後編一」三三六号文書ト同一文書ナルベシ）

○二 島津伯圀實感状

於弓箭數度之軍忠、誠無比類、感心々々、至子孫々、永守此旨、倍可抽戰功事、末代之可為龜鏡者也、仍状如件、

永祿十三年庚午

五月吉日

陸奥入道伯圀（花押）

本田
松閑

（本文書ハ「旧記雜錄後編一」五六二号文書ト同一文書ナルベシ）

○三 比志島国貞書状

（前欠カ）

生可為肝要候、兼亦此表罷越候以前ニ、貴所へ御加増之儀申定置候間、此頃者目録被成拜領候つらんと存居候処ニ、未無其儀候由承付、無心元存候、乍去相連有間敷候間、可有御待候、自然猶々御延引ニて候ハ、又々可申候間、何共御加増者別儀有ましく候、為御心得候、恐々謹言、

正月十日

比志嶋紀伊守
國(花押)

本田掃部兵衛殿

人々御中

○四 北条泰時書状

薩摩國御家人揖宿平四郎忠秀与姪頼平太忠繼論申開門神領間事、豊後三郎左衛門尉相共召決、両方可被注申給候也、謹言、

七月廿七日

(北条泰時)
武蔵守(花押)

豊後四郎左衛門尉殿

御返事

(本文書へ「旧記雜錄附録」二四二四号文書・「同附録二」二一〇七号文書ト同一文書ナルベシ、尚「指宿文書」二・二九の1号ト同文ナリ)

○五 比志島国貞書状

以上

頃者帰朝候つらん、疵も被成平喩候哉、承度存計候、随而此國之儀、勅使は今日までハ不罷出候、彼是如何成行へき事共難計躰候、其許御變も定而最中ニ候らん、可然時分ニ帰朝させ申候て、令満足候、早々知行被成御安堵、吉左右可承候、御出船之刻、卒度御物語申候キ、いよ〳〵御奉公一筋之儀、御忘失有ましく候、縦一節堪忍難成様ニ候共、述懐なされましく候、後日之儀者、不似合我等ニ御まかせ有へく候、恐々謹言、

十月四日

國貞

(墨引)

比志嶋紀伊守

本田掃部兵衛尉殿

御宿所

國貞

(奥書)

右本田文書

日向國東諸縣郡高岡本田親由藏本、明治二十年十一月
内閣修史局編修久米邦武文書採訪ノ時宮崎縣廳ニ托シ
テ騰寫、

山田家文書（鹿児島県立図書館）

（卷子表紙）

山田昌巖書翰（二通）

○一 山田有栄昌巖書状

追而申上候、罷成事ニ候ハ、白木弓一丁御下シ給度候、若左様ニ□候ハ、力よわく弦打ねいろ申□

与^{（左衛門カ）}□殿へ前ニ御下シ預候ハ、つよく候ゆへ申事

ニ候、□□□□成不申□^{（候カ）}、氣まゝの申事ニ

候へとも願存候、

久敷不申通御無音候、御^{（無カ）}事□萬事共□御勤之由、御仕

合之御事□得共、御宿本いづれも御無事に被成御儀候、

是又可易御心候、方々無御障御奉公之由、御無勝手とハ

乍申結構成御儀ニ候、急度御下向候哉与待入候、爰本之

儀ハ大火事出来ニ而おとろき候へとも、無何事有之候、

細々柗山主水殿咄可被聞候筈候間、不及一二候、恐惶謹

言、

三月一日

山田助□衛門様

人々御中

山田民部

有栄（花押）

○二 山田有栄昌巖書状

猶々老躰故押印可□□

態用使札候、仍而其許御移、萬々目出度候、早々御祝言

可申入之処、于今延引、背本意候、仍是式御座候へとも、

鮎老□樽沓荷、令進覽候、□御祝儀^{（計カ）}□候、恐惶謹言、

山民部

七月三日

有栄



今井市兵衛様

山田家文書（島津家文書新長持）

（箱ウハ書）

「明治十八年六月十六日

山田昌巖拜領之

御書五通、

子孫山田弥太郎ヨリ

返献ニ付格護、

磯御邸

執事方

（包紙ウハ書）

「御書五通

（別紙）

「大正十一年九月十一日虫乾取調済ノモノナルモ台帳ニ記載ナキニ依リ整理ノ必要アル分ナリ

〇一 島津維新義証状

（包紙ウハ書）

「文禄四年未九月十一日

維新公御筆

数度之合戦ニおいて致粉骨、始終側を不相離、被抽奉公

感入候、従其、 関白秀吉公より（山田有徳）利安へ、天草之内八百

丁之御朱印拜領、頂戴被仰付候處、被差上候、依而今度

忠勤之働格別之軍功ニより難捨置候付、知行千五百石遣

候處、相應之高致所持候故、断被申出候付預り置候、子

孫ニ至り入用之節、此書を以可申出也、

文禄四

未九月十一日

（有徳）
山田民部少輔殿

維新〇（黒印）

（包紙ウハ書）

〇二 島津維新義証状

「慶長五年九月十八日

維新公御筆

覺

一金丸拔

一右同定紋三重盃臺迄

一金縁塗髪道具入付候

一具足箱入付候

此度美の國関ヶ原より多人數召列歸國之節、路銀仕切、
歸國も不相調次第ニ候處、兼而其方秘藏之品物差出候
ニ付、歸國之路用相調、尤前々用意致居者無之故、我
初名有武士を失ひ事ニ候處、其方忠節ニより無難ニ歸
國致候儀、神妙之至ニ候、兼而差返す沙汰致候得共、
断被申候人物ニ付、子々孫々ニ至り、不都合之節、此
書を以て可被願出候得者、返戻可有之為一札手元ニお
ひて世々相渡置候也、

慶長五年

九月十八日

山田民部少輔殿

維新(黒印)

〇三 島津龍伯義久追悼和歌

(包紙ウハ書)

「龍伯公御筆

夫利安慶哲居士ハ山田越前にて、たけき心を専とし、
疵をかうふり名のはまれ有事たひく也、然に忠節の
者なれば、内外をいはす召仕しに、予五三年の間心ち
例ならず、をこたる事なきをなげき、身のかはりにな
んといひけるか、まことなるかな、夏のはしめつか
たより病床にふし、みな月十四日身まかりぬと聞て、
不便さのあまり一首をつらね手向とするものに南、

法印龍伯

蓮葉のをきこほしたる露の玉の

をはりや君かために捨けん

慶長十四年六月廿九日

(本文書ハ「旧記雑録後編四」五八五号文書ト同一文書ナルベシ、尚絹地朱色ノ袋ニ納メラル)

〇四 島津龍伯義久書付

(包紙ウハ書)

「慶長十四年七月十四日

龍伯公御筆

夫父利安、別紙一首手向之通、為我身をすて置候儀、忠
心之至り不容易事ニ存候ニ付、年々忌日祭用金并ニ墓と
りしまり之為、貳拾五兩ツ、相下渡候様、家老中へ茂申
渡置候ニ付、祭事行届候様ニ可被良取計候、依而此書遣
置候間、時々可被願出様、子々孫々のため一札相渡置候
也、

慶長拾四年

七月十四日

龍伯（花押）

山田民部少輔殿

○五 島津維新義弘書状

（包紙ウハ書）

「 九月十三日

維新公御筆書通

其方親子、被抽奉公、始終側をはなれず軍功格別之儀ニ
付、難捨置知行遣し候處、断被申出候得とも、子孫ニ至

り先祖祭礼之為ニ茂可相成候間、別札之通遣し置候付、
拜領可被致、如此ニ候、謹言、

九月十三日

維新（花押）

山田民部少輔殿

○六 磯邸執事方覚書

（包紙ウハ書）

「 添書 磯御邸

執事方

記

- 一 夫父利安別紙一首ト御書出有之 龍伯公御書 書通
- 一 夫利安慶哲居士ハト題ニ御書出有之 御同公御歌杓枚
- 一 數度之合戦ニ於テト御書出有之 維新公御書 書通
- 一 其方親子ト御書出有之 御同公御書 書通
- 一 覺一金丸拔ト御書出有之 御同公御書 書通
- 一 右者、山田彌太郎先祖山田昌巖代頂戴仕居候處、當代
ニ至リ活計困窮罷成、保護難相整、右返献仕度出願之

趣有之、無餘儀候ニ付、御採用被仰付候、乃之ヲ此函
ニ納メ、之ヲ貳番御土藏内へ格護致置候、依テ御取扱
向之儀ハ、証書留牒本願書之部へ詳ナリ、猶爰ニ後年
之為メ記載致置候事、

明治十八年六月十三日

磯御邸

執事方

(包紙ウハ書)

「願書

山田彌太郎

一
」

山田家文書（尚古集成館）

（卷子表紙）

御書
乾

○ 一 島津龍伯義久書状

（昨日前田ぬい）（申もて）
ワ 申候

自然名字名などのまがいもかと存、一筆如此ニ候、

（二月三日）

（利少）
（山田有信）

（正）「上包」

濱之市にて

利安

（墨引）

封

（龍伯）

（花押）

八代より

（墨引）

（本文書ハ、「旧記雜録附録一」九七〇号文書・「同附録二」七四号文書ト同一文書ナルベシ）

○ 二 島津龍伯義久書状

高らいよりの条数之内

一先（札ニ大）

万雖申上候

（其御取紛）

申候

（間巨細申上候ハす）

候、即白狐みえたる所より敵をうちはしめ申候、又水

之手より赤狐二疋敵勢ニ出向、頓而於戰場赤狐一疋疵

をかうふり戦死候、誠ニ前代未聞之儀、無比類事共に

て御座候、當國在陳中つゐニにみえす候て、今度あら

ハれ候 御神慮中ニ候、（申も疎ニ）（今度之丈）

御信心之外御坐あるましきと申計候、

以上、

（紙雜目）

従高麗之書面うつし候て差下候、然者當家御弓箭之時、

毎々、御稻荷御つけとも御座候キ、乍去此度之ことく

あらたなる儀、武庫如被仰、誠前代未聞候、さては

富之限、（御）稻荷御神前にて、先御神樂を上、又、（御折念）

所にて御本地供百座被行、御礼御申可有之候、急度其

分別肝心候、かしく、

(慶長三年)
十一月五日

利安

龍伯 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」五五五号文書ト同一文書ナルベシ)

〇三 島津龍伯義久書状

以上

〔^①肝付〕^②山之内^③田池ニ可成所^④在之由^⑤其間得候、然者、^⑥彼普

請之儀^⑦付、^⑧村田雅樂助急差下候、利安劫者之儀候間、

早々^⑨彼地^⑩雅助^⑪談合也、^⑫以、^⑬普請之^⑭概子見合、

〔^⑮高々之人數召寄可〕

(紙雜目)

致首尾様ニ肝煎肝要たるへく候、猶巨細之儀者、幸^⑯愧前

より可申候、^⑰恐々謹言、

〔^⑱十二月〕^⑲廿六日^⑳龍伯^㉑花押

〔^㉒山田〕^㉓有信^㉔越前入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」九八八号文書ト同一文書ナルベシ)

〇四 島津龍伯義久書状

以上

勢田掃部入道殿、可有上國之旨^①被仰出候、^②然者、^③備前之伝馬人

〔^④足ニ念ヲ入〕^⑤馳^⑥走可^⑦肝要ニ候也、謹言、

正月九日

龍伯 (花押)

〔^⑧鹿〕^⑨茄兒嶋・帖佐・富之隈

〔^⑩主居中〕^⑪留

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」六二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇五 島津龍伯義久書状

〔^①辛便之桑染筆候、仍斎藤源介、高懸より〕^②仰付られ候武^③諸道具、

此中さしあたりにてととのへ、則彼之者ニ持参させられ

候、さてハほとのおんミツ肝要^④下^⑤候、

よく^⑥かた^⑦其分別あるへく候、猶追而可申、^⑧候、^⑨かしく、

〔^⑩三月〕^⑪廿六日^⑫龍伯^⑬花押

利安

(墨引)

利安

龍伯

▽⑩「上包裏有」

五大力菩薩

封

「上包表」

大すみにて

はまの市

まいる

江 利安

伏見

より

（本文書へ「旧記雜錄附録」九七一号文書ト同一文書ナルベシ）

○ 六 島津龍伯義久書状

猶々每篇其元之儀者可事成様子も遅々候て、徒事に

罷成候、能々念

（専カ）ニ候、

其元より人数早々可

不及是非候、

如ニ、

候處、中途にて破損仕、又かこしまへ罷帰、それより

陸路之用意にて罷登候、もはや十五日以前ニ上着候、他

所之者ハ参り

可

遅

油

断不可

（然候カ）

恐々謹言、

不罷

拾月十二日

龍伯（花押）

山田越前入道殿

（鎌田四郎カ）左衛門尉殿

町田 殿

○ 七 島津維新義久書状

國元無^①吳

（應候由、尤）

珍重候、今程者上方も一段御無事ニ候、

庄内之儀如何候哉、時分柄之事候

賢慮

（此切）ニ、少

候之

（將殿若輩之儀候条、從 竜伯様毎事被仰聞）

候之

（人魂可）

祝着候、尚

時候、恐々謹言、

七月十三日

維新（花押）

山田越前入道殿

種^②（字島左近）大夫殿

▽⑪「上包」

種子嶋左近大夫殿

山田越前入道殿

（本文書へ「旧記雜錄後編三」八〇三号文書ト同一文書ナルベシ）

維新

○ 八 島津義弘書狀

(封紙ウハ書)

「山田越前入道殿

義弘

」

(裏ニ墨引)

義久様御下向、誠千々萬々目出候、仍諸縣郡移衆配當之儀、於飯野可在之候、けふ之如此之様式、雖為辛勞早々被差越、取沙汰別而憑入候、恐々謹言、

(天正十六年) 十一月十二日

義弘(花押)

山田越前入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五四六号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 九 島津義弘書狀

急度染筆候、

一諸縣郡弃破勘落之地、可為久保藏入之由被仰付、兩人令帰國之由候、於其儀者、久保雖被相果候、今更可令相違儀如何候之条、弥無別之様可申付候、縦配分罷成、其給人侘候共、上下之例法ニ(②候之間)無緩可令收納事、

一萬一右之始末ニ付て、其給人收納之儀

(紙雜目)

難澁仕(②候)者、其墨付取候て可食置事、

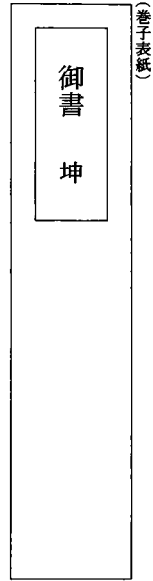
一鎌田木工助へ被仰付候收納之儀、いづれも替地ニなり候間、當所務收納仕間敷と申候由到来候、兩人罷越候上にて右之通申候哉、於為其分者、持合之者共收納なるましきとの墨付を取候て可食置候、謹言、(文禄二年) 後九月廿二日

義弘(花押)

山田越前入道殿

有川大炊左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一一八一号文書ト同一文書ナルベシ)



〇一〇 島津維新義弘書狀

庄内表 (江佐陣之カ) 由、寒中之苦勞察存計候、然者其元御置
目・諸法度已 (下カ)、無緩 (於被仰付カ) 者、御勝 (申候、諸事カ) 利之儀者案中
候 (雖カ) 不及 (申候、諸事カ) 不可有油断候、就中山口勘兵衛殿為
上使重而御下向候之間、其元無狼之

(紙綴目)

〔様被申付カ〕 専用候、〔上方一段御カ〕 無事候、〔願追々可カ〕 申候、〔旨
言カ〕

(慶長四年)
十一月廿五日

維新(花押)

種子嶋左近大夫殿

山田越前入道殿

(本文書ノ主文ハ「旧記雜録後編三」九五九・九六〇号文書トホガ同文ナリ、尚
ハ底本ニ欠ク為補フ)

〇一一 島津義弘書狀

其許無替儀候之哉、満足此事ニ候、弥留守中無何事様才
覚肝要ニ候、将亦上洛之儀頻被申候ッ、拙子押而相違候
由、巨細 太守様ニ申達候、次者高城衆堪忍鉢難成候覽、
是又如何様ニも堪忍候する様ニ候て専一ニ候、恐々謹言、

兵庫頭

(天正十六年)
七月五日

義弘(花押)

山田越前入道殿

(本文書ハ「旧記雜録後編二」四七七号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一二 島津家久書狀

以上

當時 公方様就被成 御上洛候、日本之大小名不残在洛
之儀候、世上為何子細も無之、静謐之體候、今度依人國
替之御沙汰も可有之やうに物音共候へ共、勿論正儀不相
知候、必定左様於有之者、急度令注進候へん間、無其儀
内世上之物音ニ付さハかしく無之様ニ相心得尤候、隣方
之様子入念聞合、若談合可入子細共候ハ、五三日之逗

留ニ不寄、何時鹿嶋へ相越肝要候、若従他方めつらしき
ふり共いたし、それにうつらせあしきさまに可取成たく
みも可

(紙雜目)

(衍カ)
可有之候間、左様之用心も不可有油断候、為其如此候、

謹言、

(元和九年)

七月廿八日

山田民部少輔殿

家久



(本文書ハ「旧記雜録後編四」一八〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一三 島津家久書状

(裏ニ墨引)

さてもく、弥九郎事、いろくやうしやう、くすりしな
をかへ色をかえ候つれとも、心ならず御入候事候、まこ
とにゆふうしうよりめしつかい候て、一しほこのもしく
こそ思ひ候つるに、あへれかきりにあらず候、ことさら
たひのうさのミにて、くにの事おもひ候つらんと、心中
申はかりなく候、せひなき事と思ひ、おやふたりも思ひ

すて候へと申候へく候、よくくこのよしはふたりへ
申候て可給候、かしく、

十九日 (墨引)

より

たての

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雜録後編五」三九九号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一四 島津忠恒家書状

為當春之祝儀差越使者、殊小鉄炮一挺到来、別而被入念
欣然之至候、然者、竜伯様被成御下國、其許満足令察候、
此方之儀も静謐候間、可心安候、於様躰者此者可申候間、
不能細筆候、謹言、

(慶長四年)

三月三日

忠恒 (花押)

山田越前入道殿

(本文書ハ「旧記雜録後編三」六六八号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一五 島津家久書状

先日内意之一儀、龍伯様へ相伺候哉、可然やうに被申

調肝要候、謹言、

五月十八日

利安

家久


▽⑩「上包」

（墨引）

利安

家久

△

（本文書ハ、「旧記雜錄附録二」九七五号文書ト同一文書ナルベシ）

○一六 島津光久書状

為年首之嘉祥使者被差越、殊太刀一腰・馬一疋到来、誠

至遠境被入念之段、欣然之至候、猶北郷佐渡守可申也、

恐々謹言、

正月十二日

光久（花押）

山田民部少輔殿

○一七 島津光久書状

為改年之嘉祥被差越使者、殊太刀一腰・馬一疋到来、於

遠境被入念之段、欣悦之至候、猶新納（久詮）右衛門佐・鎌田源（政）

左衛門尉可申候、謹言、

正月廿八日

山田民部少輔殿

光久（花押）

留守文書

〇一 比志島国貞外二名連署知行目録

知行目録

大隅宮内之内

内村名三右衛門屋敷

高八石六斗五升三合

内村名助十郎屋敷

高廿七石九斗三升壹合

(紙雜目、三原氏黒印、印文「重徳」)

内村名山之元屋敷

高拾四石七斗四升一合

浮免

内村名之内

高卅石八斗七升四合

浮免

内山田名内

高百九石四斗六升九合

浮免

見次名之内

高三石四斗一升四合

内村名源五郎屋敷

(紙雜目、三原氏押印アリ)

高拾七石四合

合貳百拾貳石八升六合

(紙雜目、三原氏押印アリ)

右之地、應此中公役ニ高被宛行者也、

慶長十九年七月四日

三原諸右衛門尉 (重徳) (黒印)

伊勢兵部少輔 (眞昌) (黒印)

比志嶋紀伊守 (國貞) (黒印)

留守右衛門佐殿 (景廣)

(本文書ハ「旧記雜録拾遺家わけ六」留守文書八号文書ト同文ナリ)

〇二 善宝寺家由緒書出(卷子)

五撰家

近衛殿 九条殿 二条殿

一条殿 鷹司殿 之也、

一 天下社家同輩之事

津守社務 紀國造

熱田大宮司 吉田神主

八幡善封寺

已上同輩公家武家掄撮候、

一 善寶寺一家中ニ御入候、同家者紀納言(嫡)滴之筋目、細

川右京大夫高國与同事物語候へ、貫之親流之由候、

禁中親近之筋目故、於田舎能之御心得簡心候、紀納言

母方清和源氏義家朝臣叔母之由、善寶寺真譽被語候キ、

為御存知之申候、

藤氏散木陋資隠士

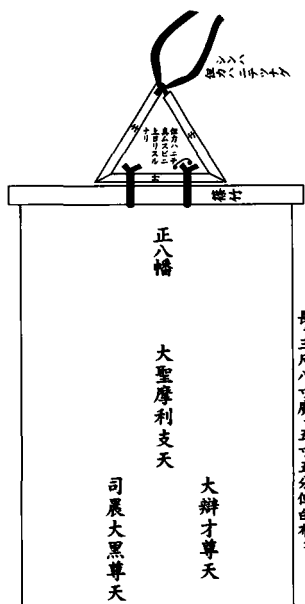
柏甫(花押)

善寶寺留守殿

参

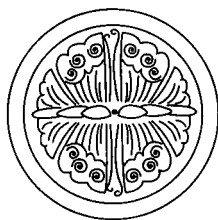
〇三 軍陣ノ幡之図

軍陣ノ幡之圖 但古キヲ見出寫置者也、



〇四 幕ノ紋

幕ノ紋



但恒例ニヨルベシ

〇五 留守家由緒書

●●● 記録

- 一 留守家之事、古文書等ヲ見合書記置者也、
- 一 善法寺家之夏、母方ハ清和源氏義家之朝臣也、文書ニ相見ル、
- 一 善法寺通清女、將軍義詮卿ニ嫁シ義滿卿ヲ誕生スルト
- 一 善法寺系圖ニ相見ルナリ、將軍系圖ニハ從二位之良子ト有、
- 一 左衛門尉景信入道、貞治二年城州石清水善法寺ヨリ正官留守職ニ補シ大隅國桑西郷江下向ス、文保三年留守壹岐守平朝臣基景之一跡ヲ相續スルニヨリ景ト云字ヲ為名乗ト相見ヘタリ、留守康俊ト別家ト見ヘタリ、是モ貞治之比之人ナリ、康安元年本家ヨリ留守康俊并大隅守忠貞為使節大隅國桑西郷江下向ス、此儀古文書等ニ相見ヘタリ、
- 一 左衛門尉紀幸範、左衛門尉景俊、左衛門尉景延、代々家ヲ相續スルナリ、二男三男之儀委ク不相知、
- 一 伊勢守紀景照當代ヨリ當宮之面々ニ免状ヲ出也、文明

年中御合戰盡ニ粉骨^ニ者也、●太守忠昌君於日州御合戰之時、手勢二百人召列勳軍忠者也、長亨^(享)二戊申歲三月廿五日ニ死去、法名月鏡幸貞居士、平山 市成 松本

一 景照弟紀善範、景照出陣ニ付、谷山之内中村杯江相移之時ハ景照名代トシテ恒例之任置等相勤者也、

一 左衛門尉景政嫡子越前守義景、天文十七年五月日清水ノ本田一乱之軍忠之賞ニヨリ●太守貴久公大隅國木房名ヲ拜領スルナリ、坪付目錄忠朗判形有之ナリ、天文廿年八月廿六日執印職ニ補任シ善法寺掌清任下知者也、日州御合戰之時、妻子共ニ彼地江移居、勳軍功畢、父子共ニ戰死スルナリ、法名陽岳幸陰居士、弟小城宗右衛門景武、

一 義景嫡子新次郎景次、日州ニテ父共ニ戰死ナリ、二男左衛門尉景親於日州ニ誕生ス、弟平瀬平四郎景之同腹ナリ、景親之事、天正四年九月十日石清水善法寺堯清任下知正執印ニ被任者也、為祈願所上之坊建立スルナリ、文祿二癸巳年二月十八日ニ逝去、法名花翁幸心大

居士、

一善法寺式部大輔藤景、天正九年【●】義久公為御使者致上京相勤畢、其比紹巴法眼於座席ニ連歌興行、【●】句ヘサハ下葉色ツク梅ノ雨 紹巴【●】圍ヒソヘタル 蘭ノ夏草【●】藤景【●】暑サナキ宿ノ砌ト水セキテ 【●】昌叱【●】肥前有馬御合戦之時、勳軍忠者也、長刀ニテ手負刻、被官之内井上六右衛門・毛利口主税ニ被助飯陣ス、嶋津中務公御飯陣之刻、藤景宅江御光鶴有、種々御馳走申上、十三歳之御曹子様御同心有、太閤秀吉公薩州江御發向之刻、御舍弟羽柴美濃守秀次(マ)公日州江御下向有、其時無事之御使被仰付、彼地江差越首尾能相勤者也、馬門御假屋ニ被召出、御受申處ナリ、且又代々相傳之所領次第ニ公領地トナリ、後ニ曾於郡小川村・湊村ヲ領地スル所ニ弃破勦落之時公領地トナル、天正十八庚寅年七月十二日ニ死去、法名光岩 幸月居士、藤景妹敷根藤左衛門尉頼元妻ニナル、女子一人有ノ處ニ、嶋津圖書頭忠長公之二男中務少輔ヲ養子ニテ頼元之家ヲ相續スルナリ、其後頼元方ヲ離別シ

テ町田駿河守久門ニ嫁ス、男子二人女一人有、阿多氏・福崎氏養子ニナル、女子ハ村田氏ノ妻ニナル、藤景弟宮内少輔事、

【●】太守義久公小姓ニテ被召仕、其後母方ノ祖父蒲生氏之一跡ヲ被仰付、蒲生之家ヲ相續シ宮内少輔清宣ト申ナリ、嫡子早世ニヨリ聲之東郷五郎兵衛嫡子ヲ跡目ニスル者ナリ、

一藤景嫡子二郎三郎右衛門佐治部少輔景廣、母ハ菱刈氏之二女ナリ、文祿年中十一月十八日高麗ヨリ

【●】義弘公之御状被成下頂戴仕也、殿之字御付被下ナリ、慶長四年五月十七日隅州桑原郡内山田村田島御寄進状日付之通ニ被遊付、御判紙頂戴仕ナリ、慶長四年九月十四日薩州吉多(田)佐多之浦村之内知行目錄

【●】忠恒君御判紙、是モ御當書殿之字ニテ被成下頂戴仕ナリ、同九年桑原郡内村名之内高二百十二石公役地トシテ被成下、御老中三原諸右衛門殿・伊勢兵部少輔殿・比志嶋紀伊守殿判形之領地目錄一通賜之者也、元和六年二月廿六日

【●】家久君御參詣之砌、御三獻之御相伴被仰付相勸也、同日於私宅御膳進上仕、御相伴勤之、時服一重・御樽一荷景廣ニ拜領、同一重女ニ拜領スルナリ、子共三人共ニ御目見仕ナリ、景廣弟ノ半右衛門尉同腹ナリ、菱刈氏養子ニ被仰付、菱刈半右衛門尉重榮ト云ナリ、地下旅共ニ堅固ニ御奉公方相勸、琉球国迄奉行職ニテ渡海仕也、

一景廣嫡子次郎右衛門尉景種、母ハ桑幡左兵衛尉道武娘ナリ、景種十六歳ニテ魔嶋於御城御目見仕、右衛門佐ニ申名仕ナリ、

【●】太守光久公宮内江市御立サセ玉フ刻、景種宅江兩度被掛御腰、御酒進上仕、御妹様御姫様御同道、其日御妹様御姫様ハ小村御假屋之様ニ御飯館、殿様ハ沢永賢宅江御一宿被遊、景種モ御供仕、御酒盛始リ御機嫌宜ク被召出、御盃頂戴仕ナリ、永賢江銀五枚、景種江銀五枚、桑幡左京江銀三枚、最勝寺右京江銀三枚拜領仕ナリ、翌日川船ニテ小村御假屋之様ニ御飯館被遊ナリ、寛文元丑年三月十一日正宮江御參詣被遊、私

宅江御光駕有、御膳進上仕、御相伴被仰付候、御座ハ嶋津圖書老・島津安藝守様・嶋津筑前守様、地頭喜入(久守)久右衛門殿ナリ、両子迄被召出御盃頂戴スルナリ、両子共ニ治部左衛門、新右衛門ト申名仕ナリ、御取次喜入久右衛門殿ナリ、景種延寶(マア)二卯歳十月廿六日七十二歳ニテ逝去、法名景種幸尊居士

(三号ヨリ五号マデ雜紙)

○六 善法寺紀姓留守系圖

孝元天皇第五世之孫武内宿禰後胤

●●●善法寺紀姓留守系圖

●景信

●左衛門尉

- 城州石清水善法寺ヨリ貞治二年四月三日大隅國桑西郷江下向シ、恒例仕置等ヲ相勸者也、
- 康安元年自本家為使節留守康俊大隅守忠貞下向、然ニ康俊奢ヲキハメナスニヨリ、康俊留守職ヲ

被改追放セラル、ナリ、

●幸範

●從五位下行執印 ●伊勢少別當

●景延

●執印從五位下行 ●左衛門尉

●景俊

●左衛門尉

●景照

●伊勢守 ●執印從五位下行

●文明年中於日州御合戦之時、手勢二百人召列勳

軍功者也、

●長亨(享)二戊申天三月廿五日逝去、

●法名月鏡幸貞居士

●善範

●沙彌治部少輔

●執印職補シ景照名代トシ恒例仕置等ヲスル也、

●景政

●左衛門尉

●義景

●新兵衛尉 ●若狹守 ●越前守

從五位下

●天文十七年五月軍功之賞ニヨリ 太守貴久公大

隅国桑原郡木之房名ヲ拜領、坪付之目錄忠朗判

形有之、

●天文廿年八月廿六日善法寺掌清依下知執印職ニ

任スル者也、

●日州御合戦之時妻子共ニ彼地江移居、勳軍功、

竟父子共遂戦死也、

●法名陽岳幸陰居士

●景武

●号小坡氏、

●景次

●新次郎

●於日州父義景共ニ討死、

●景親

●左衛門尉

●於日州誕生、

●天正四年九月十日石清水善法寺堯清任下知正執

印ニ任スル者也、

●文祿二癸巳歳二月十八日逝去、

●法名花翁幸心大居士

●景之

●治部少輔 号平瀬氏、

●藤景

●松千代丸

●善法寺式部太輔

(44)

●母 (44)

●天正九年 義久公為御使者致上京相勤畢、其比於紹巴法眼席連歌興行有之、

●肥前有馬御合戦之時勳戦功者也、飯陣之節嶋津中務公私宅江御光駕有、

●太閤秀吉公薩州江御發向之時、羽柴美濃守秀次(ツナ)公日州江御下向、其時無事御使相勤也、於馬門御仮屋御請申處也、

●代々相傳之所領漸々ニ公領地トナリ、後ニ大隅國曾於郡小川村并湊村ヲ領地スルノ處ニ勦落有テ公領地トナル、

●天正十八年庚子七月十二日逝去、

●法名光岩幸月居士

●女子

●母蒲生美濃守女

●敷根藤左衛門尉頼元妻、後ニ頼元ノ方離別シテ町田駿河守久門ニ嫁ス、

●清宣

- 母同腹 熊千代丸 ● 宮内少輔
- 浦生氏為養子、

● 景廣

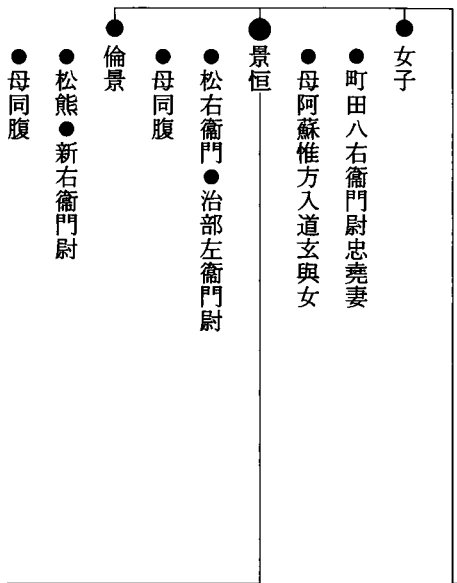
- 次郎三郎 ● 右衛門佐 ● 治部少輔
- 母菱刈氏女
- 文祿年中十一月十八日自朝鮮國 義弘公御狀被成下也、
- 慶長四年五月十七日隅州桑原郡内山田村之内領地目錄一通 太守義久公之御判紙頂戴スル者也、
- 慶長四年九月十四日薩州之郡吉田佐多之浦村之内領地目錄一通 太守忠恒公御判紙頂戴スル者也、
- 慶長十九年桑原郡内村名之内高二百斛公役之地 トシテ被宛行、目錄一通賜之處也、
- 元和六年二月廿六日 太守家久公依御參詣、私宅江御光駕有、御盃頂戴スル者也、子共三人共ニ御盃頂戴ス、

● 重栄

- 菱刈ニ養子ニナル、● 母同腹

● 景種

- 右衛門佐 ● 次郎右衛門尉
- 母桑幡左兵衛尉道武女
- 寛文元辛丑三月十一日 太守光久公依御參詣、私宅江御光駕有、御盃頂戴仕也、兩子御盃頂戴仕、名替被 仰出也、
- 延寶二卯十月廿六日死去、法名景種幸尊居士
- 道政
- 弥左衛門尉
- 桑幡氏為養子、
- 女子
- 吉田九郎兵衛清房妻
- 景重
- 式部左衛門尉 若宮氏為猶子、



(本系圖中ノ「●」「●」「●」印及ビ野線ハ朱書ナリ)

(以下省略ス)

文
書
目
録

例言

- 一 本巻に収めた二十家の文書を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、異筆・補筆の年紀は「」で囲んだ。また異筆・補筆において疑義の示されているものは「」で示した。
- 一 年紀を欠くもので推定しうるものは「」で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 重複等により省略した文書及び系図等には※印を付し収録した。

番号	年	月	日	文書名	番号	年	月	日	文書名
指宿文書									
一	文曆	二年	八月廿八日	関東下知状	二一	文安	三年	二月	犬追物手組
二	元弘	三年	七月廿七日	北条泰時書状	二二	天正	廿年	十二月 廿日	島津義久加判領知目錄
三	元弘	三年	五月廿七日	島津道鑑 ^貞 書下写	二三	慶長	二年	二月廿八日	島津義弘掟書
四	(元弘 三年)		七月廿八日	大友具簡 ^宗 書下写	二四		三月 三日	為有書状	
五	元弘	三年	七月十三日	指宿成栄 ^忠 篤着到状写	二五		十一月 四日	五条頼元書状	
六	元弘	三年	十月十三日	島津道鑑 ^貞 書下	二六		七月十四日	島津家久書状	
七	建武	二年	二月 日	指宿成栄 ^忠 篤軍忠状写	二七			某覚書	
八	建武	二年	二月 晦日	内裏大番役交名注文写	二八			某覚書	
九	建武	二年	四月十四日	雜訴決断所牒	二九			指宿氏系圖	
一〇	建武	二年	五月廿五日	島津道鑑 ^貞 書下	1	文曆	二年	七月廿七日	北条泰時書状
一一	建武	三年	三月 五日	足利尊氏軍勢催促状	2	文永	九年	八月廿八日	関東下知状
一二	建武	三年	四月廿五日	指宿成栄 ^忠 篤着到状	3	正応	六年	十一月十二日	平忠成讓状
一三	延元	二年	三月十七日	薩摩国市来城合戦次第	4	元弘	三年	五月廿四日	平忠連讓状
一四	延元	二年	五月廿六日	薩摩国指宿郡合戦討死	5	元弘	三年	七月十三日	指宿成栄 ^忠 篤着到状
一五	延元	二年	二月 五日	三条泰季袖判御教書	6	元弘	三年	十月十三日	島津道鑑 ^貞 書下
一六	正平	三年	八月廿二日	左中将某寄進状	7	建武	三年	三月 五日	足利尊氏軍勢催促状
一七	建德	元年	十一月廿一日	征西將軍宮令旨	8	建武	三年	四月廿五日	指宿成栄 ^忠 篤着到状
一八	天授	二年	七月廿五日	指宿忠勝寄進状	9	延元	二年	五月廿六日	三条泰季袖判御教書
一九	明德	四年	十月十一日	今川了俊安堵状	10	延元	二年	十月 日	指宿成栄 ^忠 篤軍忠状
二〇					11	延元	三年	二月 五日	指宿成栄 ^忠 篤軍忠状
					12	正平	十八年	二月十七日	指宿成栄 ^忠 篤讓状
					13	建德	元年	十一月廿一日	征西將軍宮令旨
					14	明德	四年	十月十一日	今川了俊安堵状
					15	天授	二年	七月廿五日	指宿忠勝讓状

三〇 平姓指宿氏系図(卷子) 一〇 七月廿三日 笠間良秀書狀
 三一 指宿氏勲功書上(卷子) 一一 十一月十日 島津久慶達書
 三二 内裏勳番帖写

三三 延宝 二年 八月十七日 指宿内藏助覺書
 冠嶽頂峯院文書
 「冠嶽山鎮国寺頂峯院文書並縁起写」(冊子)

三四 本心鏡智流鍵鎗曲尺合極意書 一 寿永 二年 八月 日 地頭大前某下文
 二 文明十四年 十二月十一日 口宣案

1 寛政 十年 七月 吉日 梅田盛香極意書
 2 文政 元年 八月 吉日 梅田明教極意書
 3 極意書
 4 卷裏仕立之図

三五 文化 五年 閏六月 六日 島津齊宣和歌(短冊)
 指宿忠利關係記事
 指宿忠利關係記事
 太守御巡見付覽
 島津氏系図(冊子)
 平姓指宿氏系図(卷子)

※ 三六 三九

笠間文書

一 正月 五日 島津久通書狀
 二 三月 四日 島津久通書狀
 三 四月廿八日 北郷久盛精久書狀
 四 五月 一日 喜入忠統書狀
 五 九月 五日 桂忠増書狀
 六 十月廿六日 川上久慶書狀
 七 二月 七日 島津久慶書狀
 八 二月 彼岸 島津久慶書狀
 九 (十)月十六日 島津久慶書狀

一〇 正徳 元年 十二月 日 冠嶽權現領坪付
 一一 至徳 二年 十月十一日 島津孝久久寄進狀
 一二 永仁 五年 十月廿八日 大江景遠・沙弥道意・又六連署奉免狀
 一三 応安 六年 三月十二日 島津伊久補任狀
 一四 応永十四年 二月 九日 島津忠朝寄進狀
 一五 応永十四年 八月廿一日 島津忠朝立願文
 一六 長祿 三年 二月廿八日 島津道世忠安堵狀
 一七 承久 二年 八月 六日 伊集院熙久寄進狀
 一八 寛元 四年 八月 日 平忠道寄進狀
 一九 寛元 四年 二月 八日 成阿申狀
 二〇 正徳 元年 六月廿八日 惣地頭所下文 源某奉免狀

- 二一 正応 元年 十月 五日 栄英・英海連署讓状
- 二二 正平廿一年 九月 二日 渋谷重門寄進状
- 二三 観応 二年 四月 廿日 平忠實補任状
- 二四 至徳 二年 十月 十一日 能登守基久寄進状
- 二五 泰朝書状
- 二六 宝徳 元年 十一月 三日 冠嶽山之次第
- 二七 冠嶽山鎮国寺頂峯院来由記

- 1 寛文 九年 六月 二日 冠嶽山鎮国寺頂峯院来由記
- 2 文明十四年 十二月 十一日 口宣案
- 3 慶長 五年 十二月 廿一日 島津忠長外三名連署知行目録
- 4 慶長十九年 八月 五日 町田久幸外三名連署知行目録
- 5 寛永 二年 十月 廿日 島津久元外二名連署証状

- 二八 万延 元年 五月 廿五日 冠嶽山鎮国寺頂峯院由緒調書
- 1 承久 元年 正月 吉日 阿弥陀仏光背銘由緒記
- 2 文明十四年 十二月 十一日 口宣案
- 3 住持書上
- 二九 串木野上名村下名村神社調帳
- 三〇 元治 元年 五月 串木野神社仏閣調帳

※

「古城並古戰場札帳」(冊子)

- 1 貞享 四年 月 日 西嶽社棟札写
- 2 承久 元年 正月 吉日 阿弥陀仏光背銘由緒記
- 3 宝曆 三年 十月 冠嶽山棟札写
- 三一 (寛政 十年) 十一月 十五日 古城并古戰場由緒書付
- 三二 (寛政 十年) 十月 記録所寛留
- 三三 (寛政 十年) 十月 九日 記録所廻状

北村文書

- 一 天文廿三年 十一月 吉日 坪付
- 二 天正 五年 二月 吉日 伊集院忠棟外四名連署坪付
- 三 天正 八年 三月 吉日 伊集院忠棟・本田親貞連署坪付
- 四 (天正十八年) 正月 廿五日 新納久延書状
- 五 文祿 五年 二月 廿二日 川上肱枕智外二名連署坪付
- 六 本田三清親書状
- 七 加治木支配所坪付
- 八 北村安清範為寛書
- 九 北村範為寛書
- 〇 八十嶋助左衛門書状
- 一 某寛書
- 二 某寛書留
- 三 御蔵入噺方諸法度之事
- 四 喜入忠政外三名連署条書

一五	九月 四日	市来家友・鎌田政有連 署書状	2	寛政 二年	十月 吉日	名字考書付
一六	十二月 四日	勘定所勘定目録	3	寛政 二年	十月 吉日	名字考書付
一七	八月十二日	勘定所勘定目録 夢想歌	三四			酒匂景棟書付
一八	正月 二日	島津家久外和歌	三五			前田氏系図
一九	正月 二日	島津家久外和歌	三六			前田氏系図(断簡)
二〇	十月廿〇日	島津家久外和歌	三七			北村氏系図
二一	正月十一日	島津家久書状並和歌	三八	1	(元禄 八年) 二月廿五日	北村国治清陽奥書
二二	三月廿七日	大迫尚純・野崎吉左衛門尉連署書状	三九	1	元禄 八年 九月 日	北村家略系図写 北村国治清陽奥書
二三	(天保 六年) 閏七月 八日	五兵衛申渡書	四〇			島津氏系図
二四	(天保 六年) 八月廿八日	加右衛門申渡書	四一			北村氏系図(卷子)
二五	三月廿三日	安山四郎左衛門申渡書	四二			蒲生氏系図
二六	三月廿三日	五兵衛申渡書	四三			北村氏系図(卷子)
二七	五月廿七日	源右衛門申渡書	四四			摩利支天神旗
二八	三月十六日	札方役所銀子請取証文				
二九	二月〇九日	内改札方有村鍊兵衛覚				
三〇	天保 二年 三月	山本仁兵衛宗門改証文				
三一	年 月 日	前田直恒差出留	桑幡家文書			
三二の1	元禄十二年 十一月 吉日	実名書付	1	貞心 二年	七月廿三日	古記(冊子)
2	元禄十二年 十一月 吉日	実名書付				大隅正八幡宮経官大法師寛祐讓状
3	(元禄十二年 十一月 吉日)	実名書付	2	文明十八年	十月 廿日	大隅正八幡宮大般若經田坪付
4	元禄十二年 十一月 吉日	実名書付	3	承和 九年	八月 日	仁明天皇綸旨
5	元禄十二年 十一月 吉日	実名書付	4	暦心 二年	十一月 日	正八幡宮講衆・殿上等訴状
6	元禄十二年 十一月 吉日	実名書付	5			大隅正八幡宮神社次第
7	元禄十二年 十一月 吉日	実名書付				鹿兒島神社関係史料(冊子)
三三の1	寛政 二年 十月 吉日	名字考書付	二			

※ ※ ※ ※ ※

1	永祿元年	八月十六日	大隅正八幡宮執印職補任状
2	永祿七年	四月十二日	口宣案
3	永祿七年	九月十六日	賦何人連歌
4	永祿八年	三月二日	口宣案
5			息長道隆和歌
6	文祿二年	八月六日	大隅正八幡宮執印職補任状
6			大隅国桑原郡鹿兒島神社旧記(冊子)
7			大隅国桑原郡鹿兒島神社旧記(冊子)
8			大隅国桑原郡鹿兒島神社旧記(冊子)
9			鹿兒島神社関係史料(冊子)
10			太政官布告
11			太政官布告
12			神祇官布告
1	(明治四年) 六月		太政官布告
2	(明治四年) 六月		太政官布告
3	(明治四年) 六月		太政官布告
4	(明治四年) 七月		太政官布告
5	(明治四年) 七月		太政官布告
6	(明治四年) 七月		大小神社氏子取調規則抄
7	(明治四年) 七月		太政大臣三条実美通達
8	(明治四年) 七月		教部大輔大戸璣通達
9	(明治四年) 七月		新嘗祭祝詞
10	(明治四年) 七月		桑幡公重祝詞
11	(明治四年) 七月		石体宮神宝金扇記
12	(明治四年) 七月		鹿兒島神宮旧社家書上
1	(明治四年) 七月		源朝臣沢系函(断簡)

国分文書

1	承和九年	八月 日	仁明天皇綸旨
1	正和四年	二月廿六日	留守系函(断簡)
1	建久八年	六月 日	花園天皇綸旨
2	建久八年	閏七月 日	大隅国国田帳
3	建久八年	閏七月 日	大隅国国田帳注進状
4	建久九年	三月十二日	大隅国御家人交名
5			正宮由緒書
1	元亨元年	七月 日	薩摩国天満宮・国分寺所司神官等申状
2	建治元年	十二月三日	官宣旨
3	(建治元年)	七月十二日	勘解由次官経頼書状
4	(建治元年)	八月十八日	龜山上皇院宣
5	(建治元年)	六月廿二日	龜山上皇院宣
6	(建治元年)	九月 八日	薩摩国国宣
7	(建治元年)	九月 十日	前参河守某奉書
8	建治二年	正月 日	大宰府庁下文
9	文治二年	十二月 七日	北条時政下文
10	承久三年	八月廿八日	六波羅下文
11	文応元年	十月 五日	關東御教書
12	弘安七年	五月 三日	關東御教書
13	永仁七年	二月廿四日	鎮西御教書
14	永仁七年	四月 一日	島津忠宗施行状
15	正安二年	七月十三日	關東御教書

〔薩摩天満宮・国分寺所司神官申状并具書案〕(冊子)

一六	正安 三年	正月 十日	島津忠宗施行狀	一		三月廿六日	一之臺消息
一七	正安 三年	八月廿三日	鎮西御教書	二		四月廿二日	一之臺消息
一八	正安 三年	八月廿五日	島津忠宗施行狀	三		四月 六日	新城消息
一九	嘉元 ^(元) 二年	十二月 十日	關東御教書	四		閏三月廿二日	新城消息
二〇	嘉元 二年	正月 四日	鎮西施行狀	五	(寛永十四年)	十二月十九日	島津久章書狀
二一	嘉元 二年	正月廿三日	島津忠宗施行狀	六			ふく消息
二二	延慶 三年	二月廿九日	關東御教書	七	(元和 三年)	正月十二日	北郷三久書狀
二三	延慶 三年	五月 四日	島津忠宗施行狀	八	(元和 六年)	四月十四日	北郷三久書狀
二四	弘安 七年	十一月 日	天満宮・国分寺恒例神事次第	九		八月十六日	北郷三久書狀
二五			薩摩国天満宮・国分二寺損色注文	一〇		十二月廿六日	島津忠俊忠書狀
二六			薩摩国天満宮・国分寺所司神官等申狀	一一		六月 五日	島津久元書狀
二七			断簡	一二	(元和 六年)	十一月十五日	島津久元書狀
				一三	(元和 六年)	閏十二月四日	島津久元書狀
				一四	(元和 六年)	十二月 七日	島津久元外二名連署書狀
				一五			
				一六			
				一七	(寛永 九年)	三月十五日	伊勢貞昌書狀
				一八		七月廿三日	伊勢貞豊書狀
				一九		十月 卅日	町田久幸書狀
				二〇		三月 三日	喜入忠政・川上久国連署書狀
				二一	(元和 九年)	三月 四日	比志島国隆書狀
				二二		十一月廿九日	比志島国隆書狀
				二三		三月十六日	吉利忠張書狀
				二四	(寛永 六年)	九月 朔日	仁礼頼景書狀案
				二五		九月廿四日	川上久精外二名連署書狀

〔天満宮古文書写〕(卷子)

〔国分氏家系〕(冊子)

〔神當流管天之卷〕(卷子)

新城島津家文書(東京大学史料編纂所)

〔日向佐土原島津文書 卷五〕

〔日向佐土原島津文書 卷六〕

二六	五月 一日	伊地知重順書狀	四八	(元和 五年)	十一月十一日	島津久敏書狀
二七	三月廿一日	後藤源七書狀	四九	(寬永十七年)	十二月十九日	島津久敏書狀
二八	九月 七日	島津忠倍書狀	五〇	(寬永十七年)	正月廿四日	島津久章書狀
二九	十一月 八日	敷根立頼書狀	五一	(寬永十四年)	正月廿五日	島津久章書狀
三〇	九月十一日	町田久幸外二名連署書狀	五二	(寬永十七年)	三月廿八日	島津久章書狀
三一	八月 六日	中性院專誓書狀	五三	(寬永十六年)	七月十一日	島津久章書狀
三二	五月十一日	新城消息	五四	(寬永十七年)	九月 二日	島津久章書狀
三三	六月廿二日	新城消息	五五	(寬永十七年)	正月廿九日	島津久真書狀
三四	六月廿九日	新城消息	五六	(寬永 七年)	正月廿三日	島津忠直久書狀
三五	二月廿四日	北郷忠直久書狀	五七	(寬永 七年)	三月 一日	島津忠直久書狀
三六	九月 七日	菊寿丸久島津書狀	五八	(寬永十七年)		北郷忠直久書狀
三七	三月 六日	島津信久信書狀	五九	(寬永十七年)		北郷忠直久書狀
三八	三月 六日	島津信久信書狀	六〇	(寬永十三年)	三月廿八日	北郷忠直久書狀
三九	三月 六日	島津信久信書狀	六一	(寬永十四年)	三月廿八日	種子島忠時書狀
四〇	十月廿三日	島津信久信書狀	六二	(寬永十三年)	七月 十日	種子島忠時書狀
四一	十月廿七日	島津信久信書狀	六三	(寬永十三年)	七月 十日	伊勢貞昌書狀
四二	正月 十日	菊袈裟久島津書狀	六四	(寬永十七年)		伊勢貞昌書狀
四三	三月 五日	島津久敏書狀	六五	(寬永十七年)		比志島國貞書狀
四四	三月 十二日	島津久敏書狀	六六	(寬永十七年)		敷根立頼書狀
四五	四月廿七日	島津久敏書狀	六七	(寬永十七年)	七月廿五日	仁礼頼景書狀
四六	六月十三日	島津久敏書狀	六八	(寬永十七年)	三月廿六日	東郷重位書狀
四七	十月十二日	島津久敏書狀	六九	(寬永十七年)	八月廿一日	東郷重位書狀
			七〇	(天正十六年)	六月廿一日	伊地知重房書狀
			七一	(天正十六年)	正月 廿日	少右衛門・大炊助連署書狀

二一	(寬永十五年)	八月 八日	島津光久書狀
二二	(寬永十四年)	〔四〕月廿九日	島津光久書狀
二三		三月廿五日	島津光久書狀
二四		十一月十三日	島津光久書狀
二五			霧田消息
二六			池之上消息
二七	(天正十五年)	十二月廿三日	池之上消息
二八	(天正十五年)	六月十五日	島津彰久書狀
二九	(天正十六年)	正月廿一日	島津彰久書狀
三〇		五月十九日	島津彰久書狀
三一	(天正十五年)	七月十九日	島津彰久書狀
三二	(天正十五年)	八月 四日	島津彰久書狀
三三	(天正十五年)	十月廿六日	島津彰久書狀
三四	(天正十五年)	十一月 八日	島津彰久書狀
三五	(文祿 二年)	六月 二日	島津彰久書狀
三六	(文祿 二年)	六月十四日	島津彰久書狀
三七	(文祿 二年)	七月 三日	島津彰久書狀
三八	(文祿 二年)	九月十一日	島津彰久書狀
三九	(文祿 三年)	十一月十七日	島津彰久書狀
四〇	(文祿 三年)	十一月廿九日	島津彰久書狀
四一			入来院重國書狀
四二	(文祿 三年)	十月 九日	入来院重時書狀
四三			球麻島津消息
四四			千龜消息
四五			千龜消息
四六		十二月廿九日	千龜消息

新田神社文書

〔第一卷〕

四七			萬鶴消息
四八		十一月十三日	萬鶴消息
四九		三月 九日	一之臺消息
五〇	(寬永十七年)		上屋敷局消息
五一			宮内卿消息
五二		三月 一日	三位卿消息
五三			大藏卿消息
一		六月 四日	伏見天皇繪旨
二		九月十二日	伏見天皇繪旨案
三	元弘 三年	七月 三日	後醍醐天皇繪旨
四	曆応 二年	十一月廿一日	光明天皇口宣案
五	正応 四年	六月十七日	鎮西奉行連署奉書
六	正応 四年	三月 六日	島津忠宗施行狀
七	正応 六年	四月 廿日	島津忠宗施行狀
八	永仁 三年	七月十一日	左衛門尉朝員奉書
九	永仁 三年	五月 六日	關東御教書
一〇	永仁 五年	六月 日	左衛門尉朝員奉書
一一	正安 三年	六月 六日	鎮西下知狀
一二	元亨 三年	九月十六日	鎮西御教書
一三	元亨 三年	九月十六日	鎮西下知狀
一四	元亨 三年	十一月十六日	鎮西御教書
一五	〔正中 二年〕	十一月十八日	宗寬書狀
一六	元徳 二年	十月廿九日	鎮西下知狀

〔第二卷〕

- 一七 建武 二年 八月十一日 雜訴決所断牒
- 一八 曆応 四年 七月廿五日 牛屎元貞請文
- 一九 曆応 五年 三月 五日 沙弥寛禪東郷請文
- 二〇 康永 元年 七月廿九日 高重茂奉書
- 二一 応永十二年 正月 廿日 平重足契状

- 二二 寛元 元年 八月 十日 新田宮執印兼五大院院主迎阿大問状

- 二三 二二 寛元 元年 八月 十日 新田宮執印兼五大院院主迎阿大問状

- 二四 2 1 正応 二年 十月 日 国分友兼賢重申状案并具書案
- 2 正応 二年 四月 七日 関東下知状案
- 2 応長 二年 六月十七日 伴光武忍讓状案

〔第三卷〕

- 二五 1 承久 三年 十月 三日 新田宮執印并五大院院主職文書案

- 2 建仁 三年 十二月 九日 惟宗執印康友解状案

- 3 (建仁 元年 十一月廿二日) 北条時政御教書案

- 4 (嘉祿 三年) 十一月 四日 関東御教書案(部分)

- 5 嘉祿 三年 十二月廿四日 島津忠時孝状案

- 6 貞永 元年 閏九月 八日 関東御教書案

- 7 天福 元年 六月廿八日 関東御教書案
- 8 文曆 二年 九月十六日 関東御教書案
- 9 仁治 元年 七月 三日 北条泰時書状案
- 10 十二月廿二日 藤原忠繼請文案

〔第四卷〕

- 11 弘長 元年 四月 五日 六波羅御教書案
- 12 (弘長 元年) 七月十二日 藤原忠繼請文案
- 13 弘長 三年 九月 三日 関東御教書案

- 二六 文永 五年 三月 日 江口信阿弥陀仏讓状
- 二七 (建長 元年) 十月廿一日 石清水八幡宮檢校御教書案

- 二八 弘安十一年 五月廿一日 別府多田兩名主代行運請文

- 二九 嘉元 四年 五月廿五日 沙弥蓮道請文

- 三〇 元亨 三年 四月十七日 泰忠請文

- 三一 嘉曆 二年 八月 三日 沙弥道嚴執印重友書下

- 三二 嘉曆 四年 正月廿三日 鎮西御教書

- 三三 曆応 四年 六月廿三日 島津宗久請文案

- 三四 康永 三年 二月廿五日 ゆた六郎忠経質券

- 三五 観応 二年 七月廿四日 惟宗時友請文

- 三六 (延慶 三年) 九月十八日 惟宗友行書状

- 三七 嘉慶 二年 九月 日 沙弥願真執印請文案

- 三八 応永 三年 二月十三日 阿蘇谷久治寄進状

- 三九 永仁 二年 七月 卅日 島津忠宗警固番役覆勸状

- 四〇 永仁 三年 四月十六日 島津忠宗警固番役覆勸状

- 四一 元応 二年 十二月 十日 島津忠宗問状

- 四二 建武 三年 三月廿八日 足利尊氏軍勢催促状

- 四三 建武 三年 四月廿八日 惟宗執印友雄着到状

四四	建武 四年	二月十二日	足利直義軍勢催促狀	六四	嘉曆 二年	十月廿八日	沙弥道惠 <small>執印・同教忍</small> 友里連署田地壳券案
四五	康永 三年	二月 四日	足利幕府奉行人連署奉書				
四六	觀応 二年	八月廿八日	尾張義冬軍勢催促狀	六五	嘉曆 二年	七月 卅日	沙弥道敏 <small>執印</small> 雄連署田地壳券案
四七	觀応 三年	六月 五日	足利義詮軍勢催促狀	六六	正平 七年	十月廿二日	執印友躬避狀
四八	文和 二年	三月 十日	足利義詮御教書	六七	応永 廿年	六月廿九日	沙弥願真 <small>友躬執印</small> 前遠江守康令讓狀
四九	文和 二年	四月廿六日	一色直氏軍勢催促狀	六八	文安 三年	十二月十三日	新田宮執印并五大院院主職文書案
五〇	文和 三年	七月 十日	一色道猷 <small>範氏感狀</small>	六九			
五一	文和 三年	八月廿九日	一色直氏感狀				
五二	文和 三年	九月 三日	足利尊氏御教書	1	建仁 三年	十月廿六日	北条時政下文案
五三	文和 四年	三月 三日	島津師久軍勢催促狀	2	承久 三年	十月 三日	惟宗 <small>執印</small> 康友解狀案
五四	文和 六年	六月十七日	島津氏久書狀	3	永仁 三年	五月 六日	關東御教書案
五五	文和 五年	二月廿二日	島津道鑑 <small>貞施行狀</small>	4	永仁 五年	六月 日	左衛門尉朝員奉書案
五六		九月廿七日	島津師久書狀	5	曆応 四年	六月廿三日	島津宗久請文案
五七		七月十六日	島津氏久安堵狀	6	曆応 四年	四月 七日	沙弥禪嚴請文案
五八	貞治 七年	二月 三日	島津氏久契狀	※ 七〇	寛元 元年	八月 十日	新田宮執印兼五大院院主迎阿大間狀案
五九			某讓狀案断簡并左衛門尉朝員奉書案				
			某讓狀案断簡				
1	正安 二年	五月 十日	某讓狀案断簡		宝治 元年	十月廿五日	關東下知狀案
2	正安 二年	八月十七日	左衛門尉朝員奉書案	七一			引付衆交名注文寫
六〇	応永 十年	十月 九日	島津元久安堵狀	七二			異国降伏祈禱劍馬等進獻文書案
六一	応永廿八年	八月廿三日	島津存忠 <small>豊久宛行狀</small>	七三			島津忠宗施行狀案

〔第五卷〕

〔第六卷〕

六二 文永 四年 十月廿三日 執印重兼相博狀案
 六三 永仁 五年 十一月十一日 沙弥道教執印讓狀

1 正応 六年 四月 廿日 關東御教書案
 2 正応 六年 三月 廿日 關東御教書案
 3 正応 六年 五月十一日 島津忠宗書下文案
 4 正応 六年 五月十一日 島津忠宗送狀案

一〇八 元徳 三年 六月 日 新田宮雜掌道海申状案
一〇九 元徳 三年 六月十一日 新田宮五大院文書案
新田宮五大院領家下知状案

1 元徳 三年 六月十一日 新田宮五大院領家下知状案
2 元徳 三年 三月十一日 後醍醐天皇綸旨案

3 元徳 三年 七月 一日 新田宮領家雜掌奉書案
新田宮雜掌道海重申状并具書案

1 正慶 元年 八月 十日 鎮西御教書案
2 元徳 四年 七月 日 新田宮雜掌道海重申状案

3 元徳 三年 七月 二日 鎮西御教書案
元亨 三年 八月 日 新田宮本神人等名帳

元亨 (元) 三年 正月 五日 何人百韻連歌懷紙
元応 二年 六月十一日 何人百韻連歌懷紙

1 元亨 四年 十一月 十日 島津貞久書下案
2 元徳 三年 十月十七日 紀俊正着到状案

元徳 四年 七月 日 新田宮雜掌道海申状案
元徳 四年 七月 日 新田宮雜掌道海申状案

元弘 三年 七月 三日 新田宮雜掌道海申状案
正和 二年 十月 日 權執印良暹着到状案

元徳 三年 七月 三日 權執印妙慶申状案

元徳 三年 七月 三日 權執印妙慶申状案

元徳 三年 七月 三日 權執印妙慶申状案

元徳 三年 七月 三日 權執印妙慶申状案

元徳 三年 七月 三日 權執印妙慶申状案

元徳 三年 七月 三日 權執印妙慶申状案

元徳 三年 七月 三日 權執印妙慶申状案

元徳 三年 七月 三日 權執印妙慶申状案

〔奉納事書〕(卷子)
一一〇 寶曆 八年 八月十五日 奉納事書

〔新田神社制札〕
一一一 (天正 十五年) 四月廿七日 九鬼嘉隆外三名連署禁制

野久尾家文書
一 和泉惣領家之系図(卷子)
二 和泉惣領家之系図(卷子)

三 應永十七年 二月 三日 口宣案写
四 應永十三年 正月廿八日 野久尾久頼契状写

五 應永十二年 二月 五日 野久尾久頼讓状写
六 應永廿六年 八月 二日 野久尾存忠久書下写

七 貞和 六年 四月十六日 修理亮軍勢催促状写
八 應永十九年 二月 二日 島津久豊書下写

九 應永 八年 八月廿一日 島津久哲伊久軍勢催促状写

一〇 長祿 三年 二月 五日 島津立久軍勢催促状写

一一 寶徳 二年 二月 四日 陸奥守書下写

一二 島津久世書状写

一三 (正徳 三年) 七月 六日 野久尾六右衛門文書差出目錄

一四 野久尾文書系図差出一件

1 (正徳 三年) 七月 九日 野久尾六右衛門口上寛

2 (正徳 三年) 七月 九日 吉田噺連署添状

1 建保 二年 三月 日 新田宮縁起

2 寛文 五年 二月 十日 鎌田正勝奥書

〔新田宮縁起〕(卷子)
一一九

日置島津家文書

3 (正徳三年)

七月 九日 川上久東届書

- 一 (元和二年) 四月廿六日 島津家久書狀
- 二 (元和五年) 五月廿一日 島津家久書狀
- 三 (元和六年) 閏十二月十日 島津家久書狀
- 四 (寛永三年) 十月 三日 島津忠元久書狀
- 五 (寛永五年) 五月十五日 島津家久書狀
- 六 (寛永五年) 六月十二日 島津家久書狀
- 七 (寛永五年) 七月十六日 島津家久書狀
- 八 (寛永五年) 七月十九日 島津家久書狀
- 九 (寛永五年) 七月十九日 島津家久書狀
- 一〇 (寛永五年) 七月^(十)九日 島津家久書狀
- 一一 (寛永五年) 七月 廿日 島津家久書狀
- 一二 (寛永五年) 八月廿一日 島津家久書狀
- 一三 (寛永五年) 九月廿五日 島津家久書狀
- 一四 寛永六年 十二月廿八日 島津家久起請文
- 一五 (寛永七年) 五月 二日 島津家久書狀
- 一六 (寛永七年) 五月 廿日 島津忠元久書狀
- 一七 (寛永八年) 七月十四日 島津家久書狀
- 一八 (寛永八年) 三月 十日 島津家久書狀
- 一九 五月 五日 島津家久書狀
- 二〇 (寛永八年) 十一月廿三日 島津光久書狀
- 二一 (寛永九年) 六月 五日 島津光久書狀
- 二二 島津家久和歌

比志島文書 (指宿市考古博物館)

- 一 (文祿元年) 九月廿九日 島津義弘書狀
- 二 (寛永五年) 正月廿八日 比志島國隆書狀
- 三 廿三日 島津忠恒久家書狀
- 四 正月 二日 伊勢貞昌書狀
- 五 七月十七日 近衛信尹書狀
- 六 廿二日 島津忠恒久書狀
- 七 八月 九日 細川玄旨齋書狀
- 八 延宝 六年 五月十四日 犬追物手組

比志島文書 (尚古集成館) (卷子)

- 一 (元和五年) 四月 二日 島津惟新義弘書狀
- 二 十二月 七日 島津惟新弘書狀
- 三 六月廿三日 島津家久書狀
- 四 (万治二年) 二月十四日 松平信綱書狀
- 五 七月 朔日 久世廣之書狀

本田家記文書及系譜

〔薩藩本田家記文書及系譜 上〕(冊子)

- 一 明治 廿年 四月廿五日 内閣修史局依頼書
- 二 六月 十日 大田久知書狀
- 三 二月 一日 本田宗親書狀
- 四 某書狀
- 五 十月 十日 四郎右衛門書狀
- 六 正安 二年 六月十五日 藤原家泰亮券

七	建久 四年 九月 四日	將軍家政所下文	〔薩藩本田家記文書及系譜 中〕(冊子)
八	建仁 三年 十二月廿八日	北条時政下文	應永十九年 二月 八日 島津元久施行狀
九	文永 元年 六月十三日	將軍家政所下文	應永卅四年 六月 一日 本田安了元寄進狀
一〇	建治 元年 七月廿三日	平氏女讓狀	應永卅四年 六月 一日 本田安了親寄進狀
一一	正和 三年 三月 十日	藤原家泰・同家忠連署 沽却狀	應永卅四年 六月 一日 本田安了元寄進狀
一二		雲山和尚頂相讚	應永廿一年 七月廿五日 鹿兒島郡内宮地田島并 得分注文
一三		感応寺文書目錄	
一四		感応寺脇寺等書上	
一五	嘉曆 四年 三月 二日	本田靜親讓狀	應永卅四年 六月 一日 本田重恒寄進狀
一六	正慶 二年 閏二月十九日	島津道鑑 <small>貞</small> 所領安堵狀	應永卅四年 六月 一日 本田重恒寄進狀
一七	嘉曆 四年 四月廿五日	本田道親 <small>親</small> 讓狀	應永卅五年 十月 三日 本田重恒寄進狀
一八	元弘 三年 八月廿九日	後醍醐天皇諭旨	永享 四年 二月 三日 島津貴久 <small>忠</small> 書下
一九		針原 <small>本</small> 田久兼私領注文	嘉吉 二年 三月十七日 島津持久宛行狀
二〇	建武 二年 七月 六日	島津道鑑 <small>貞</small> 大番役請取 狀	〔文安 五年〕十二月廿九日 島津忠國書狀
二一	〔建武 二年〕十一月廿五日	後醍醐天皇諭旨	永享 二年 八月廿四日 さはにし本物返証文
二二	建武 三年 三月十一日	本田久兼軍忠狀	長祿 二年 三月廿九日 本田國親書狀
二三	建武 三年 十二月廿三日	足利直義御判御教書	正月 四月 本田國親書狀
二四	文和 四年 八月廿二日	島津氏久宛行狀	正月 四月 本田國親書狀
二五	文和 四年 十一月十一日	島津氏久書下	正月 四月 本田國親書狀
二六	〔明応 五年〕二月廿八日	伊地知重貞書狀	〔文明 元年〕十二月十三日 島津忠國書狀
二七		伊地知重貞書狀	五月廿三日 島津立久書狀
二八	康安 二年 七月十八日	島津氏久宛行狀	三月十四日 島津立久書狀
二九	応永 五年 六月 一日	本田忠親寄進狀	文明十六年 十一月十五日 島津忠廉契狀
			三月十九日 島津忠廉宛行狀

〔薩藩本田家記文書及系譜 下〕(冊子)

五三	十二月 五日	島津武久忠書狀	七六	〔天文十三年〕	五月十三日	島津貴久書狀
五四	〔文明十八年〕 十月 一日	島津忠昌書狀	七七	〔天文十二年〕 ^(十三)	十月十三日	島津貴久書狀
五五	十月 五日	島津忠昌書狀	七八	〔天文八年〕	閏六月十五日	島津貴久書狀
五六	(長享 元年) 閏十一月 一日	島津忠昌書狀	七九	〔天正 廿年〕	五月 六日	島津義弘書下
五七	(長享元年) 閏十一月 廿六日	島津忠昌書狀	八〇		二月廿八日	近衛祖家書狀
五八	八月 廿六日	島津忠昌書狀	八一	〔天文十五年〕	八月十六日	近衛祖家書狀
五九	八月 廿七日	本田兼親書狀	八二	〔天文十五年〕	八月十六日	近衛祖家書狀
六〇	大永 二年 八月 五日	島津忠兼勝書狀	八三	〔天文十五年〕	八月十七日	松尾頼元書狀
六一	〔大永 六年〕 十一月 四日	島津忠兼勝久書狀	八四	〔天文十六年〕	九月十五日	日野町資將書狀
六二	天文 六年 十二月 廿四日	島津勝久宛行狀	八五	〔天文十五年〕	八月十八日	日野町資將書狀
六三	天文十五年 八月 十一日	口宣案	八六	〔天文十五年〕	二月廿九日	日野町資將書狀
六四	(天文十五年) 八月 十八日	日野町資將書狀	八七	〔天文十六年〕	三月 二日	日野町資將書狀
六五	(天文十六年) 九月 十五日	近衛祖家書狀	八八	〔天文十四年〕	四月 十日	日野町資將書狀
六六	(天文十六年) 九月 十五日	日野町資將書狀	八九	〔天文十四年〕	六月十三日	日野町資將書狀
六七	(天文十六年) 九月 九日	近衛祖家書狀	九〇	〔天文十四年〕	七月 九日	日野町資將書狀
六八	(天文十六年) 九月 十五日	日野町資將書狀	九一	〔天文十一年〕	閏三月 二日	牧雲齋常真書狀
六九	(天文十六年) 九月 十五日	日野町資將書狀	九二	〔天文十一年〕	六月廿三日	小笠原晴長書狀
七〇	(天文十五年) 二月 廿九日	近衛祖家書狀	九三	〔天文十一年〕	六月廿三日	小笠原晴長書狀
七一	天文十一年 十一月 十三日	島津貴久起請文	九四	〔天文十一年〕	七月十一日	小笠原光清書狀
七二	天文十一年 十二月 六日	島津貴久宛行狀	九五	〔天文十一年〕	六月 六日	河崎祐固・飯田良勝連署書狀
七三	天文十四年 四月 十八日	島津貴久宛行狀	九六	〔天文十一年〕	七月 四日	伊東義祐書狀
七四	天文十四年 四月 十八日	島津貴久宛行狀	九七	天文十一年	七月十七日	本田董親書狀案
七五	〔天文十三年〕 四月 廿二日	島津貴久書狀	九八		正月十四日	祢寝清年書狀
			九九		十二月廿六日	北原龜菊丸書狀
			一〇〇		十二月廿六日	麥刈重州書狀

一〇一 永祿 二年 五月廿三日 島津忠將書狀
 一〇二 三月廿四日 島津忠廣書狀
 一〇三 四月 一日 島津忠廣書狀
 一〇四 (天文十六年) 八月廿三日 他阿弥書狀
 一〇五 七月廿六日 相良為清書狀
 一〇六 本田董親書狀案
 一〇七 (天文十四年) 六月十二日 本田董親書狀案
 一〇八 (天文十五年) 六月 五日 本田董親書狀案
 一〇九 六月 五日 本田董親書狀案
 一一〇 某覚書
 一一一 (天文十六年) 六月 二日 本田董親書狀案
 一一二 (天文十五年) 六月 五日 本田董親書狀案
 一一三 (天文十五年) 六月 五日 本田董親書狀案
 一一四 (天文十五年) 六月 五日 本田董親書狀案
 一一五 (天文十六年) 六月 二日 本田董親書狀案
 一一六 (天文十六年) 六月 二日 本田董親書狀案
 一一七 (天文十六年) 六月 二日 本田董親書狀案
 一一八 (天文十六年) 六月 二日 本田董親書狀案
 一一九 (天文十六年) 六月 二日 本田董親書狀案
 一二〇 (天文十六年) 六月 二日 本田董親書狀案
 一二一 (天文十六年) 六月 二日 本田董親書狀案
 一二二 (天文十六年) 十一月 三日 本田董親書狀案
 一二三 (天文十六年) 十二月 七日 本田董親書狀案
 一二四 (天文十六年) 十二月 七日 本田董親書狀案
 一二五 正月十一日 島津忠興書狀
 一二六 四月廿二日 伊集院忠朗書狀

本田家文書

一二七 四月廿三日 島津日新良書狀
 一二八 十二月廿七日 島津忠朝書狀
 一二九 天文十六年 九月十五日 口宣案
 一三〇 (天文十六年) 九月十五日 日野町資將書狀
 一三一 (天文十六年) 九月 九日 近衛權家書狀
 一三二 (天文十五年) 八月十八日 日野町資將書狀
 一三三 (天文十六年) 九月十五日 日野町資將書狀
 一三四 (天文十六年) 九月十五日 日野町資將書狀
 一三五 十二月十八日 伊東義祐書狀
 一三六 (天文 七年) 三月廿九日 可水伊東書狀
 一三七 天文 七年 四月廿六日 本田董親書狀案
 一三八 正月十一日 北郷忠相書狀
 一三九 (天文十六年) 十一月 三日 北郷忠相書狀
 一四〇 (天文十六年) 十二月廿八日 北郷忠相書狀
 一四一 (天文十六年) 十一月 七日 肝付省鈞兼書狀
 一 文和 四年 十一月十一日 島津氏久書下
 二 永正 九年 二月 二日 島津忠治安塔書狀
 三 永享 四年 二月 三日 島津貴久國書下
 四 正月十七日 島津龍伯義書狀
 五 永祿十二年 十二月十九日 喜入季久外四名連署宛
 六 七月十七日 島津龍伯義書狀
 七 (天正十六年) 五月廿一日 島津龍伯義書狀

山田家文書（鹿児島県立図書館）

- 一 三月 一日 山田有栄昌書状
- 二 七月 三日 山田有栄昌書状

山田家文書（島津家文書新長持）

- 一 文祿 四年 九月十一日 島津維新弘証状
- 二 慶長 五年 九月十八日 島津維新弘証状
- 三 慶長十四年 六月廿九日 島津龍伯久追悼和歌
- 四 慶長十四年 七月十四日 島津龍伯久書付
- 五 九月十三日 島津維新弘書状
- 六 明治十八年 六月十三日 磯邸執事方覚書

山田家文書（尚古集成館）

- 一 (二月 三日) 島津龍伯久書状
- 二 (慶長 三年) 十一月 五日 島津龍伯久書状
- 三 (十二月)廿(廿六日) 島津龍伯久書状
- 四 正月 九日 島津龍伯久書状
- 五 (三月)廿(六日) 島津龍伯久書状
- 六 十月十二日 島津龍伯久書状
- 七 (慶長 四年) 七月十三日 島津維新弘書状
- 八 (天正十六年) 十一月十二日 島津義弘書状
- 九 (文祿 二年) 後九月廿二日 島津義弘書状

留守文書

- 一〇 (慶長 四年) 十一月廿五日 島津維新弘書状
- 一一 (天正十六年) 七月 五日 島津義弘書状
- 一二 (元和 九年) 七月廿八日 島津家久書状
- 一三 十九日 島津家久書状
- 一四 (慶長 四年) 三月 三日 島津忠恒家書状
- 一五 五月十八日 島津家久書状
- 一六 正月十二日 島津光久書状
- 一七 正月廿八日 島津光久書状
- 一 慶長十九年 七月 四日 比志島国貞外二名連署知行目録
- 二 善宝寺家由緒書出(卷子)
- 三 軍陣ノ幡之図
- 四 幕ノ紋
- 五 留守家由緒書
- 六 善法寺紀姓留守系図

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん
東京大学
史料編纂所 所長
石上英一

国立歴史
民俗博物館 館長
宮地正人

尚古集成館 前館長
芳即正

鹿児島大学 名誉教授
五味克夫

委員
安藤保晋
五味哲哉

原口泉山
田尚二

三木靖宮
下満郎

日隈正守
幸子

大賀郁夫

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 今吉弘

調査史料室 長 徳永和喜

学芸専門員 林匡

資料調査員 上村文

編集員 高原千鶴

梶ヶ山梨沙
豊岡尊子

中原あけみ

鹿児島県史料

旧記録簿拾遺 家わけ十

平成17年1月11日印刷

非売品

平成17年1月31日発行

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 株式会社 きょうせい